

Title	新疆をめぐる中ソ関係：盛世才の時期を中心として
Sub Title	Sino-Soviet relations in Sinkiang, with emphasis on the period of Sheng Shih-ts'ai
Author	小田, 英郎(Oda, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.6 (1961. 6) ,p.44- 91
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610615-0044

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新疆をめぐる中ソ關係

——盛世才の時期を中心として——

小 田 英 郎

第一章 問題の所在

第二章 新疆の政治的背景

第一節 中國における新疆

第二節 省権力の異民族統治方式

第三章 一九三〇年代初期の情勢

第一節 新疆をめぐる國際情勢とソ連

第二節 回教徒の叛亂と省政權の孤立

第四章 ソ連の介入と盛世才政權の成立

第一節 省政府に對するソ連の援助

第二節 四・一二政變と盛世才の捲頭

第三節 國民政府による新疆工作の失敗と盛世才政權の成立

第四節 ソ連の進出と盛世才の左傾

第一章 問題の所在

第五節 回教徒をめぐる日本の動向

第五章 抗日民族統一戦線の成立と新疆

第一節 ソ連の影響力の増大と盛世才政權の變質

第二節 新疆をめぐる中國共產黨とソ連の關係

第六章 抗日戦中のソ連勢力の増大

第一節 ソ連の中國援助と新疆

第二節 錫鑛租借條約

第七章 盛世才の右旋回とソ連勢力の後退

第一節 國際情勢の變化と盛世才の右旋回

第二節 國民黨権力の回復とソ連勢力の退出

第八章 結論

「世界には、あらたな重心がうまれつつある。……中國領内陸アジアの新彊省は、このあたらしい重心がよこたわつてゐる焦點地域の

大部分をしめてゐる。」⁽¹⁾とは、オーエン・ラティモアの言葉であるが、この指摘は、こんにち必ずしも正確といえるかどうか問題はあ
るにしても、新疆のもつ世界的な重要性を明らかにした點からみ
て、極めて有意義であるといわなければならない。さらにラティモ

アはつづけていう。「十九世紀になつて、中國が沿岸條約港の外國勢力によつて支配された當時は、新疆は……その重要性を消失した。新疆がいまや重要性を回復しつつあるのは、中國とソヴェト同盟とのあいだの邊境地帯全體が、世界の政治的バランスを決定する諸國境のひとつとなつたからである。」と。

事實、新疆は、インド、パキスタン、アフガニスタン、イラン等諸國に對する中國の影響力の出口であり、また、同時に外部からの諸潮流がこれら諸國を通して入つてくる重要な流入點でもある。これらの潮流とそれを押しかえそうとする逆流が混然としてつくりだす渦潮は、世界の政治的バランスを決定するうえに一つの役割をはたす可能性をもつていふことができるであらう。この意味において新疆はたしかに「アジアの旋回軸」である。

この旋回軸の旋回の仕方ないし方向を規定する第一のファクターは、新疆が「モスコ・北京樞軸」の空間的連結點として中ソ二大共產主義國の團結を強化する機能を果たすか、それとも、中ソ兩國の邊境政策の接觸點として中ソの團結にマイナスの作用をするか、という問題であらう。事實、この「邊境政策の場」としての新疆は、この種の問題提起を容認しなければならないほどの複雑性を内包しているのである。すなわち、新疆は、中國にとつて、單なる地理的文化的意味での邊境であるにとどまらず、その住民の大多數が

雑多なトルコ系の異民族⁽⁹⁾から構成されていること、長い西部國境を是んでカザーク、キルギス、タジーク等、ソ連邦を構成する諸共和國と接していること、宗教的にはこれらの共和國人民と同様、歴倒的に回教支持であること、さらには險阻な自然の障壁によつて中國本部から遮斷されていること、などのために、ともすれば中國の權力軌道からはずれるという潜在的危險性を秘めた、もつとも困難な「少數民族政策の場」の一つなのである。

遠く紀元前二世紀、それが「西域」とよばれた前漢の時代に新疆と交渉をもちはじめたらしい、中國はつねに「大漢民族主義」をもつてこれに相接してきた。西域の諸國は、中國が安定と強勢を示した漢、唐、清の最盛期には、その宗主權を一時的に承認したが、それ以外の時代には、これに敵對した。近世になつて、その一部族的「反抗が「民族的」反抗にまで成長したとき、阿古柏^{Abdullah}伯克^{Bek}の反亂（一八六一—一八七九）が起つた。これを契機に左宗棠による大規模な新疆遠征がおこなわれ、一八八四年、獨立省制がしかれるとともに、新疆は中國の直接行政下に入ったのである。以後、新疆における中國の支配は、傳統的な大漢民族主義に貫かれながらも、新疆諸民族間の對立を利用し、土着の舊支配關係を溫存し、これを下級支配機構として用いるという一種の「間接統治」を安全瓣として、命脈を保つてきたのであつた。

劉錦棠から楊增新にいたるまでの歴代の省の長官は、この間接統治の安全瓣を極めて適切に利用してきたのである。このような「統治制度」の冷却作用によつて、大漢民族主義に對する「地方民族主義」の反抗は、巨大な潜在的エネルギーを秘めて沈澱していた。しかしながら、一九二八年以後、楊增新の後を襲つた金樹仁がこの間接統治方式をすてて地方民族上層部を省權力から疎外したとき、「安全瓣」はうしなわれ、地方民族主義の大漢民族主義に對する反抗は、極めてシャープなかたちで展開されることとなつたのである。

一九三二年二月の小鋪事件を契機として哈密地方に發生したウイグル族の叛亂、それに同調した馬仲英を中心とする東干の叛亂は、天山南路にあるキルギス族の蜂起をも誘發し、ついに全省的回教徒の叛亂にまで擴大することとなつた。しかしながら、この叛亂も、一九三三年四月のいわゆる四・一二政變を通じての省權力側における新秩序樹立、ソ連軍の介入、叛亂軍の分裂などによつて、一九三四年なかば、ほぼ鎮壓の状態にたちいたるのである。

一九三三年、四・一二政變によつて金樹仁から省權力を奪つた盛世才は、ただちに「八項宣言」を發して「民族平等」をうたい、翌一九三四年の「六大政策」以後それを實行にうつして、これまでとちがつた「新しい新疆」を發足させた。これによつて、「反漢民族主義」に貫かれた「地方民族主義」の反抗も、暫時下火となつてい

つたのである。

しかしながら、軍事的、政治的、經濟的、イデオロギー的なソ連の「テコ入れ」によつて一時的に安定を示した盛世才政權も、一九四一年四月の日ソ不可侵條約締結、同年六月の獨ソ戰開始などともに動搖しはじめ、ふたたび「地方民族主義」の攻撃に身をさらしはじめた。地方民族主義の反攻は、盛世才が重慶に召還され、吳忠信が代つて省主席になつた直後の一九四四年十一月、伊寧事件として結晶した。伊寧に叛亂を起したウイグル族、カザーク族は、「東トルキスタン共和國」を稱し、塔城、綏來にまで勢力をのばした。それまで西北地區にあつて國民黨軍のなかで最優秀と稱せられた胡宗南軍もこれを鎮壓しえず、ついに一九四五年九月、張治中將軍が交渉のために重慶から派遣され、一九四六年六月、部分的自治をみとめる協定に調印した。ついで張治中は、新疆省主席に任命されたが、〇〇團の妨害活動によつて十分に協定を實施しえないうちに、一九四七年職を辭し、代つてウイグル族の長老マスード・サブリ(Masud Sabiri)が省主席の地位にいたのである。マスード・サブリは、國民黨ならびに〇〇團を背後にもつ保守的なウイグル族であつて、伊寧連合政府とは對立的な立場にあつたが、それにしても地方民族のなから省主席を任命したその措置は、後退する大漢民族主義と、その對點としての地方民族主義の前進を象徴するもので

あつた。

このような趨勢は、ついに一九四八年十二月、省主席の地位に、保守的なマスード・サブリに代えて中道的色彩の濃いタタール族の鮑爾漢を任命するという措置をうみだした。こえて一九四九年九月、伊寧連合政權の賽福鼎が「中國人民政治協商會議」に出席すると、時期をおなじくして鮑爾漢は、新疆省が「廣州の偽政府を離脱して人民陣營に歸入する」ことを宣言するにいたつたのである。

現實の大漢民族主義政策の採用によつて、孫文の五族共和を基本とする民族平等の理念を實現しえなかつた國民政府の支配を脱した新疆は、以後、中共の主張する民族平等政策を遂行し、一九五五年十月、新疆ウイグル自治区としていわゆる「自治を獲得」したのである。

しかしながら、このことをもつて、大漢民族主義對地方民族主義の問題は終つたわけではない。毛澤東は、一九五七年二月、最高國務會議第十一回擴大會議でおこなつた「人民内部の矛盾を正しく處理する問題について」と題する演説のなかで、大漢民族主義と地方民族主義の對立が「人民内部の矛盾」として現に存在していることを指摘しており、また事實、一九五七年の「齋放爭鳴運動」とともに地方民族の離反運動が顕在化し、これをうけて新疆ウイグル自治区黨委員會書記の賽福鼎は、「斷乎として地方民族主義に反對し、

社會主義の勝利のために奮闘しよう」という決意を同年十二月二十六日の人民日報に寄せているのである。

以後の「鬭爭」の總決算として、一九五八年六月、新疆ウイグル自治区黨委員會擴大會議において、「黨内にまぎれこんでいた右派分子、地方民族主義分子である自治區文化廳廳長兼同廳黨書記、自治區文運主席、作家協會自治區分會主席、同民政廳長、自治區黨委員會候補委員、イリコサック族自治州副州長、迪化市長、自治區商業廳副廳長、等に對し、斷乎たる鬭爭をおこない、かれらの黨籍を剝奪し……嚴重な處分にふした……」のであつた。

さらに、この擴大會議の報告は、これら地方民族主義者たちが、新疆ウイグル自治区を「ウイグルスタン」あるいは「東トルキスタン」として獨立させようとしていたこと、および、かれらが漢民族を不當に排斥し、全黨委員會の民族化をさげんだことを明らかにしている。

このような地方民族主義者の擡頭に對して、新疆ウイグル自治区共産黨第一書記王恩茂は、つぎのように非難している。

「新疆の民族主義者のほとんど大部分は、實に中共黨員で、しかも指導幹部層のものによつて構成されていた。かれらは無産階級と社會主義に反對し……分離主義を主張し、民族區域自治という中共の民族政策に反對し、獨立國家の建設を要望した。それはウイグルス

タン共和國の創設をいう。……そのような地方民族主義的傾向は、新疆における主要な危険を現に形成している。黨内にまぎれこんでいた地方民族主義者は……いまや……敵對的矛盾をもつた敵である。」(傍點筆者)

毛澤東によつて「人民内部の矛盾」と規定された地方民族主義は、新疆において、「敵對的矛盾」にまで發展し變質したのである。新疆、それはまことに、中共にとつて「困難な少數民族政策の場」であるといわなければならない。

くわえて、長い西部國境をへだてたソ連領中央アジアには、人種的にも文化的にも宗教的にも同質的な人民をもつキルギス、タジーク、カザーク、ウズベック等の共和國がある。「もし政治家が有能な技術家であつて、しかもそれ以外のなものでもなかつたとしたならば、新疆のいろいろの部分それぞれ蒙古人民共和国とソヴェト同盟のカザーク、キルギス、タジーク諸共和國とに併合させ、タリム盆地の大部分にわたつてウイグル共和國をたて、この共和國もまたソヴェト同盟に編入させて、非常に具合のよい状態をつくりだしうることであろう。民族、言語、文化、地理的近接などの類似性、近代的交通機關のもつとも經濟的な敷設、物質的進歩の急速な促進という點からみれば、新疆のしめる位置は、中國に歸屬するよりも蒙古とソヴェト同盟に歸屬する方が自然である。」(傍點筆者)と

いわれるほどの類似性、同質性をもつた新疆で、「ウイグルスタン共和國」、「東トルキスタン共和國」建設を志向する獨立運動が起つたばあい、それがソ連領中央アジアの諸共和國にどのような影響をおよぼすであろうか。ロシア革命以後、一九三〇年代初期にいたる時期に、これら共和國の人民が、エンヴェル・パシヤの回教帝國トルキスタン(ロシア領・中國領にまたがる)獨立運動、スルタン・ガリエフ主義などをふくむ激しい反共運動を展開した事實をあわせ考へるとき、問題は決して小さなものとはいえないであろう。

このように、新疆とソ連領中央アジアがたがいに「連鎖反應をおこす可能性」を内包している以上、新疆はソ連にとつて「純粹の國外問題」ではありえないし、また、中共もソ連領中央アジアを「たんなる隣邦の邊境」として消極的關心の對象にとどめておくことは不可能であろう。中央アジアにおいては、中ソのおのおのにとつて、一方の國內問題が他方の國內問題と密接にむすびついて、双方を複雑な國家關係にまきこむのである。したがつてここに、國家としてのソ連(あるいは中共)の利益は、國家としての中共(あるいはソ連)の利益に優先すべきかどうか、いいかえれば、國家的利益が國際主義か、というより、基本的な問題が提起されてくるのである。

このような問題に對する解答は、一九三〇年代初期から顯著とな

り、一九四〇年前後に頂點に達したソ連の新疆に對する政治的、經濟的、軍事的進出の實態がどのようなものであつたか、新疆に對するソ連の關心はどのような性格をもつものであつたか、さらにそれが中ソ關係にどのような影響をあたえたか、そしてまたこんごどのような影響をあたえてくるであろうかという點の分析から導きだされるであらう。

そこで本稿においては、主として盛世才が省權力を掌握していた時期（一九三三年—一九四四年）を中心に、前述のような觀點から、新疆をめぐる中ソの關係を論じてみることにしたい。

(1) Owen Lattimore, *Pivot of Asia: Sinkiang and the Inner Asian Frontier of China and Russia, 1950.*

中國研究所譯九頁

(2) ラティモア、前掲書一一頁

(3) 新疆の人口ならびに民族構成については權威ある調査がおこなわれていないが、ここに一九四〇—一九四一年にかけて新疆省警察がおこなつた調査の數字をあげるとつぎのようである。

(A) トルコ系

(1) ウイグル 二、九四一、〇〇〇

(2) カザーク 三一九、〇〇〇

(3) キルギス 六五、〇〇〇

新疆をめぐる中ソ關係

(4) ウズベク 八、〇〇〇
 タタル 五、〇〇〇
 小計 三、三三八、〇〇〇

(B) 蒙古系

(6) 蒙古 六三、〇〇〇

(C) トゥングース系

(7) 滿洲 一一、〇〇〇

(D) インド・シナ系

(8) 中國 二九四、〇〇〇

(E) インド・ヨーロッパ系

(9) イラン 九、〇〇〇
 (10) ロシア 一三、〇〇〇

合計 三、七二九、〇〇〇

以上の數字によれば、いわゆるトルコ系の異民族は五種類であつて總人口の八九パーセントを占めてことになる。

なおこの調査については、ラティモア、前掲書一四一—二頁

参照。

(4) 上海大公報「一九五〇人民手冊」丁二七頁

(5) 毛澤東「人民内部の矛盾を正しく處理する問題について」

日本共産黨中央委員會宣傳教育部譯、四一—二頁

(6) 「人民日報」一九五八年六月二七日

(7) 「人民日報」一九五八年六月二八日

(8) 「人民日報」一九五八年六月二八日

(9) ラティモア、前掲書二九三—四頁

第二章 新疆の政治的背景

第一節 中國における新疆

二十世紀前半の新疆は、形式的には中國の一省であつたにもかかわらず、中央から距離的に遠いこと、崑崙山脈などの自然の障壁及び交通の困難によつて中國本部から遮斷されていたこと、清末民初の政變、革命など中國本部の政治的不安定によつて中央政府がこれをかえりみる餘裕をもたなかつたこと、などのために、實質的には省政府はほとんど獨立政府のような動きを示していた。くわえて、人口の壓倒的多數が雑多なトルコ系異民族からなつてゐること、宗教的には回教が支配的であること、國際的には、日本の間接的な影響力もふくめて、ソ連、イギリスなど列強勢力の接觸點であつたこと——などのために、その政治情勢は極めて複雑な様相を呈していたのである。

この複雑な政治情勢を内政史的觀點からとらえれば、それは新疆に對して中國の支配權を確立しようとする中央政府の意向と、自衛本能にかられた省權力保持者の動き、および漢民族の支配の打倒と自からの獨立を志向する回教徒民族主義の存在という三つの要素からみあつてうみだされた動態であると規定することができるであらう。新疆の内政を規定するこの三つの要素は、新疆をめぐる國內

的、國際的諸條件の變化の影響をうけて、不安定な流動的關係におかれてきたのである。

この第一の要素、すなわち、新疆に中國の支配權を確立しようとする中央政府の意向が、もつとも積極的なかたちであらわれたのは、一八七六年にはじまる左宗棠の新疆遠征においてであらう。

當時の新疆においては、阿古柏^{アグアバク}伯克^{バク}が強勢を示して一大版圖をうちたて、それをめぐつてロシア、イギリス、トルコが策動していた。ロシアは、インドを指すその傳統的な南下政策の前提として新疆を手中におさめようとし、イギリスは新疆を緩衝地帯としてロシアの南下政策を阻止しようとはかつていた。またイギリスの勢力を背後にもつたトルコは、阿古柏^{アグアバク}伯克^{バク}に對して武器をあたえ、かつ新疆を自己の權力軌道にまきこもうというふくみをもたせつつ、これにアミールの稱號をあたえたのであつた。

このような状況のもとにあつて、左宗棠は、「新疆のまもりかたからざれば蒙古やすらかならず、蒙古を保有するは京師をまもるためなり」⁽¹⁾という立場から、つよく新疆確保を主張した。このような左宗棠の主張は、英、佛等列強勢の進出に對して沿岸防備を第一にすべきであると説く李鴻章^イらの主張⁽²⁾と對立したが、結局、「中國の沿岸は列強によつて脅かされてはいない、列強は商業上の特權を入手することに關心をもつてはいるが、文武行政で首のまわらなくな

る領土占領などには無關心である……」⁽³⁾という反論をもつて新疆遠征を完遂したのであった。さらに、阿古柏伯克の叛亂を機に伊犁地方を略取したロシアから、一八八一年のセント・ペテルスブルグ條約⁽⁴⁾をもつて同地方を回復し、ここに新疆を完全に中國中央政府の勢力下においたのであった。

以後、辛亥革命までの時期においては、新疆は中央政府の影響圈内に確保されていた。經濟力にとほしい新疆の經營が國庫による莫大な補助を必要としたにもかかわらず、あえてこれを保持したのは、中央政府が左宗棠の「西域は華北防禦の門戸」という見解を支持していたからであろう。

このように、新疆が中央権力と直線的にむすびついている時期においては、省権力は安定した基盤のうえにたつて、そのエネルギーをもつばら異民族の統治にむけることが可能であった。

しかし、一九一一年十月、辛亥革命が勃發すると、新疆省権力は中央権力との連結をたたれ、「ひとりあるき」を餘儀なくされることとなつた。そのような困難な情勢にたくみに處していつたのは、一九一二年、袁大成のあとをうけて巡撫となつた楊增新である。楊增新が省権力をひきついだとき、新疆は國家的規模の権力という點からすれば、まさに「眞空地帯」であつた。辛亥革命によつて新疆から後退した中央政府の権力は、まだ復活せず、ロシア、イギリ

ス、外蒙古などの権力は、この「眞空地帯」を外部からうめようという姿勢をとり、またウイグル族を先頭とする土着の諸民族は、「新疆の少數民族」である漢民族の支配を打ち倒し、内部からこの眞空をみたそうとしていたのである。

楊增新は、このような情勢にたつて省権力を内外の脅威から守るうえに、すぐれた政治的感覚を示した。すなわち、「漢朝および唐朝からこのかた、中國が平和で有力であるときには、邊境諸民族は從順になつたが、中國が弱くて混亂しているときは、かれらはかならず反抗した。こんにち、情勢は大いにかわつてゐる。われわれは、外蒙古や強大な諸外國に脅かされている。われわれは、ひとたび新疆をうしなつたならば、もはやここにかえつてくることはできないであらう」⁽⁵⁾（傍點筆者）という基本的認識のうえにたつて、新疆と外蒙古の國境問題を處理し、またロシア革命が新疆に影響をおよぼすのを阻止したのである。⁽⁷⁾

楊增新はまた、一九二〇年に疏勒西側のソ連に面した國境を閉鎖したが、同時にソ連と貿易協定をむすんでいる。前者は、ロシア革命ならびに新生ソ連に強い敵意をもつイギリスの活動が新疆南部に影響をあたえることを未然に防ごうとしたものであり、後者は新疆の經濟的安定と發展にソ連を利用することを目的とするものであつた。このような措置は、おおむね中央政府の詳細な指令をまたずに

とられたものであり、その意味で、中央政府は新疆においてその存在價值をいちじるしく減少させたことを示すものであつた。いいかえれば、新疆省權力は、自からの存在を保持するために、中央政府よりもむしろソ連、イギリスなどの勢力を顧慮しなければならなくなつたのである。

新疆は、いまや、「中國の一省」としての地位をはなれ、「中央アジアの半獨立國」としての様相をそなえるにいたつた。新疆省政府の動きのなかに示されたこのような傾向は、一九二七年十二月の中國交斷絶にさいして、いぜんとして新疆省政府がソ連領内の中國領事館と密接な關係をつづけたという事例のなかにもつとも顯著に看取される。このような省政權の意向を反映して、一九二七年十二月二十八日、中國のセミパラチンスク駐在總領事と書記官は、つぎのように聲明した。

「セミパラチンスク駐在領事館は中國中央部とはなんらの共通點ももたない。したがつて中國中央部にさいきんおこつている諸事件に對して責任をとることはできない。本領事館は西部中國（新疆を指す一筆者）に依存するものであつて、西部中國はソ同盟との友好關係を斷つことをけつしてのぞまない」と。

この聲明は、新疆省權力が實質的に中央の權力軌道からはずれたこと、またそれがときには中央の權力と競合する關係にたつ場合す

らあることを明白に示したものと見えるであらう。以後、金樹仁、盛世才の時期を通じて一九四四年に國民黨の手によつて中央權力の支配圏内にもどるまで、新疆の内政および對外關係を條件づけたものは、この中央からの牽引力の弱さであつた。この中央權力の脆弱性のゆえに、一九三〇年代の新疆は、それを標的とする日本、イギリスの勢力の脅威を外部から、回教徒の民族主義の壓力を内部からうけて、強力な隣邦ソ連の影響圏内にひきこまれることとなつたのである。

第二節 省權力の異民族統治方式

前節では、主として中國における新疆の位置づけを中心に、中央權力の牽引力の減少↓外國勢力のインパクトの増大↓省權力保持者の自衛↓新疆の獨走⇨ソ連への依存、という過程を明らかにし、新疆の前途にはたえずそのような軌道が用意されていたことを指摘した。

しかしながら、一九三〇年代から四〇年代にかけての新疆がそのような軌道のうえを走るにいたつた原因については、回教徒異民族による内部からの壓力、いいかえれば、省權力による統治の失敗↓省權力の牽引力の減少↓回教徒異民族の離反↓省權力の自衛↓新疆の獨走⇨ソ連への依存という経路があつたことも見逃してはならな

い。そこで本節では、前節で指摘した「中央權力の牽引力の減少」とともに新疆のソ連依存の遠因ないし背景をつくつた「省權力の異民族統治方式」について略述することとした。

新疆省權力の異民族統治は、間接統治と分割統治を二本の柱としていた。間接統治の方式として、省權力は、その核心と装置を中國人がしめ、その周圍に土着の傳統的な支配關係を濫存した。たとえば、蒙古族に對しては「旗制」を、トルコ系諸民族に對しては「百戶長」、「千戶長」ないしは「伯克」などの機關をもうけて縣政府を補佐させ、さらに伊寧、塔城、哈密、烏什、阿克蘇、和闐、焉耆、英吉沙爾などには回部王公の存在を認めていたのである。

このような政治的、行政的措置は、ともすれば反漢民族主義と直結しがちな回教徒の權力への欲望を「分散」させるものとして、極めて有効であつた。しかしながら、この省權力の下層部は、任免のほげしい上層部に比して「安定」しており、それだけに省權力に對つて潜在的危險性を秘めた存在でもあつた。このような潜在的危險性に對處するために、たとえ楊增新は、一九一五年、伯克は地方地方の選舉によつてえらばれ、つぎに中國人知縣によつて推薦され、最後に省主席によつて任命されるべきことを定めた改革を實行した。この種の改革は、所期の目的達成という點ではそれほど効果をあげることができず、むしろ「省權力による回教徒異民族疎外」

という印象だけを強くあたえたにとどまつた。このような印象は、のち一九三〇年、哈密の回領をウイグル族の手からきりはなして省權力の直接統治のもとにおいた事件をきつかけに、中國人の支配に對する反感とむすびついて、回教徒の全省的叛亂に發展したのである。

一方、省權力を支えていたもう一本の柱である「分割統治」はどのようにおこなわれたであろうか。清末、新疆が中國の支配のもとにもどつた當時は、東干に對しては徹底した彈壓政策をとり、他の諸民族に對しては比較的ゆるやかな態度を示したが、蒙古人とカザーク族はたがいに對立反目しあうようにしむけられていた。たとえば、放牧の基本的權利は蒙古人に屬するとみなされ、カザーク族の氏族や部族は蒙古系諸部族の「借地人」としてとりあつかわれていた。民國になつて、楊增新が權力を掌握すると、外蒙の政治的動亂を反映して、蒙古人は危險視され、カザーク族は厚遇された。⁽¹⁰⁾

しかしながら、省權力は、分割統治にかんするかぎり、その傳統的政策に基本的な修正をくわえる必要をみとめていなかつたわけではなかつたようである。一九一九年から二〇年にかけてのカラハン宣言によつて新疆から後退していたソ連は、一九二四年の中ソ條約を契機として、ふたたびその經濟的影響力を省内におよぼしはじめた。イギリスは依然として南部新疆に足がかりを保持してい

た。これらの外部勢力が、新疆内部の民族的對立を利用して自己の勢力擴大をはかる可能性は十分である以上、省權力も新疆の體質を改善してこれに對處しなければならなかつたからである。

一九二五年、中央政府に提出した覺書のなかで、楊增新はつぎのように述べている。

「さまざまの種族的對立を漸次解消しうるのは、ただ共和制による連合だけである。とりわけ重要なのは、政治上、行政上の改革を實現することである。イスラム教徒の土地は、『魚や肉』すなわち搾取の對象とみなされてはならない。中國人の間接統治がイスラム教徒の自治よりもすぐれているということが立證されなければならぬ。そうでなければ、國內紛争を避け、外部からの侵略を豫防することは困難である」(傍點筆者)と。

この發言においては、從來「中國人の支配」を側面から支えていた「人種的對立政策」を、逆に中國人の支配にとつて、マイナスの作用をするものとして排撃しているのである。しかしながら、楊增新は、「國內紛争を避け、外部からの侵略を豫防する」ためにとるべき「共和制による連合」については、明確な制度上の認識をもたず、したがつて共和制にかなするなんらの具體策ももつていながつたようにおもわれる。たとえば、楊增新はおなじ覺書のなかでつぎのようにいつている。

「五族一家と稱せられるものが名目だけで現實とならなかつたことは、残念なことである。中國人の官吏は、人間としての義務觀念をもたず、私利を追求することに頭が一杯で、行政に長じたものはほとんどいない。わるい役人が多すぎて、よい役人がすくなくすぎる……行政が大いに改善されないならば、中國人官吏がイスラム教徒を永續的に統治することは不可能であろう」と。

ここでは、五族一家(漢・滿・蒙・回・西藏の民族的平等)の理念が現實とならなかつた責任を、中國人官吏の道義的無自覺と行政的手腕の缺如に歸しているのである。したがつて、楊增新は、烏拉⁽¹⁹⁾とよばれる公課の廢止や、官僚と高利貸資本との結合の禁止など、枝葉末節の改革はおこなつたけれども、分割統治にとつて代るべき基本的な統治方式をもつて省權力を支えようとはしなかつたのである。ここにおいて省權力は、從來それを支えてきた二本の柱(間接統治と分割統治)のうちの本をうししない、わずかに間接統治の不安定な土臺のうえにたたなければならぬこととなつたのである。

(1) 東亞同文會「新修支那省別全誌第八卷・新疆」六頁

(2) ラティモア、前掲書六八一—九頁

(3) ラティモア、前掲書六九頁

(4) 本條約は伊犁條約とも稱し二十條よりなるが、その骨子は、ロシアが伊犁を返還する代償として清國は九〇〇萬ルーブルを

支拂いホルコス河以西の地を割讓するほか、蒙古ならびに天山南北路にあるロシア商人の租税を免じ、あらたに哈密、吐魯番、迪化、伊寧など六カ所にロシア領事館を開設するというものがあった。

(5) ラテイモア、前掲書八五頁

(6) ラテイモア、前掲書八五頁

(7) これに關して楊增新がとつた措置のうちもつとも注目されるのは、一九二〇—二一年にかけて新疆に入つてきた武装白系露人の處理方法である。かれは白系露人軍隊の一部を武装解除のうえ抑留し、さらにロシア領に歸る希望をもつもの全部の特赦をモスコウ當局に要請すると同時に阿爾泰地域に残存していた白系露人軍隊を外蒙古國境地域へ放逐し、もつて新疆が外蒙とおなじコースをたどる潜在的危険性を除去したのであつた。

(8) ラテイモア、前掲書八八—八九頁

(9) ラテイモア、前掲書七八頁

(10) ラテイモア、前掲書七八頁

(11) ラテイモア、前掲書七九頁

(12) ラテイモア、前掲書七九—八〇頁

(13) 烏拉^{ウラ}というのは滿洲語であつて、この形式によると役人や官權をおびた旅行者は食糧・宿泊・運搬などを徵發することができるのであるが、この徵發が地方役人を通じてなされる關係上、役人が自分のために餘分の徵發をしがちであつて、吏治腐敗の一因となつていた。

新疆をめぐる中ソ關係

(14) 新疆には公營貸付機關があり、月利一パーセントで貸付をおこなうことになつていたが、官僚はこの金を高利貸資本家に融資し、これと結託して不當利得をおさめていた。

第三章 一九三〇年代初期の情勢

第一節 新疆をめぐる國際情勢とソ連

一九三〇年代初期における新疆の情勢を規定していた要素は、國際的視野からすれば、ソ連・イギリス・日本の影響力であつた。とに一九三一年の滿洲事變に象徴される日本の大規模な中國進出は、極東における勢力均衡を破壊する直接の原因となり、新疆をめぐる國際關係に深甚な影響をあたえることとなつたのである。周知のように、滿洲事變は、その行動を拘束していたワシントン體制に對する日本の反撃であり、より徹底した大陸進出の前提として、中國に利害關係をもつ諸國の警戒心を刺戟したのは當然のことであつた。しかしながら、これに對する諸國の反應は、それぞれの國家的利益の相違を反映して極めて複雑であつた。アメリカはこの事態に對してイギリスにはたつきかけ、對日共同干渉をおこなうことを提案したが、その拒絶にあつた。イギリスの基本的戰略は「日本を極東における共產主義の防壁」として確保することであり、したがつてアメリカに同調して日本の弱體化をはかることには簡單にふみきれなかつたと考えられる。また、日本をたたくことによつて、直接

的には中國の、そしてさらにアジア諸地域の民族主義運動を鼓舞し高揚させるであろうことを考慮したものと考えられるのである。⁽¹⁾

イギリスのこのような態度に對して不満足であつたソ連は、アメリカに對して、日本の大陸進出を阻止することを提案したが、それを拒否され、やむなく自力で自國の安全保障體制をきずきあげるこゝとなつたのである。

まずヨーロッパにおいて、一九三二年にポーランド・エストニア・ラトヴィア・フィンランド・フランスと不可侵條約をむすんで西の安全を確保し、それによつて日本による東からの脅威に對處しようとしたのであつた。一方日本の進出はさらに熱河、内蒙におよびソ連はその邊境の安全に脅威を感じるようになった。

このような情勢の發展に對して、新疆は必然的にその重要性をますこととなつた。

本來、新疆は蒙古・滿洲とともにソ連のアジア政策の三大據點であつたが、日本の支配權が滿洲に確立し、蒙古もその強い影響下に入つた以上、ソ連はどうしても新疆の安全を確保せざるをえなくなつたのである。しかしながら、この當時の新疆は、いわば一國家としてのソ連のアジア政策の據點であつて、中國赤化の基地としての役割をになつてはいなかつたようにおもわれる。それは、それまでのソ連の新疆に對する進出が、對内的には一九二五年十二月い

いの一國社會主義にもなう國內建設、對外的には主としてイギリスとの角逐をめざした「經濟的性質」のものにかぎられていたことによつてもしりえよう。⁽²⁾ また、一九三〇年、新疆との國境にそつてはしるトルク・シブ鐵道(トルキスタン・シベリア鐵道)を建設したことも、ソ連が新疆に對する經濟的連帶性の強化に、いかに力をいれていたかをのがたるものであろう。⁽³⁾ そのほか、一九三〇年代初期には中共黨員が新疆にはいつておらず、一九三三年になつてはじめて小規模な工作を開始した、という事實も、當時の新疆が、まだ「中國革命の基地」としての役割をあたえられていなかったことをしめすものといつてよいであらう。

しかしながら、いまや新疆は、軍事的側面においても、ソ連によつて、日本勢力からその身をまもる重大な鍵と考えられるにいたつたのである。一九三一年以後のソ連が、軍事的・政治的・經濟的側面から新疆省政府に對して「テコ入れ」を開始したのは、このような國際的情勢に對處するためであつた。

第二節 回教徒の叛亂と省政權の孤立

新疆をめぐる國際情勢がこのような複雑な展開を示していたとき、新疆内部の情勢はどのような様相を示していたであらうか。一九三〇年代初期の新疆の情勢は、内政史的觀點からすれば、金樹仁

を頂點とする省政權の失政と、それに對應する回教徒民族主義の昂揚をもつて特徴づけることができる。

一九二八年、楊增新が樊耀南の手によつて暗殺されたのち、省主席の地位をついだ金樹仁の政治は、腐敗墮落につらぬかれていた。

張達鈞の説明によれば、一九二八年以後の貿易は年間一〇〇萬ないし二〇〇萬ルーブルの入超を示し、ために人民は省政府による巨大な搾取にあへた。⁽⁵⁾たとへば省政府は、財政の破たんに対する救濟手段として、羊皮の輸出貿易を專賣とし、市場價格の十分の一をもつて集荷するという措置をこゝじたのである。⁽⁶⁾その他、千闐の金および和闐の硬玉の採掘は私的企業によつておこなわれたが、生産物は政府專賣のもとに高い價格で販賣された。⁽⁷⁾このような省政府の經濟政策は、省民の完全な搾取のうえになりたつていたので對して、中國人官吏は、徵稅の過程において私腹をこやし、政府による獨占的貿易に寄生して私利私欲をはかつていた。こうして省民は、省政府および中國人官吏によつて二重の搾取をうけていたのである。したがつて、回教徒を中心とする省民大衆は、當時、經濟的苦痛を皮膚で感じ、搾取階級としての中國人ならびに中國人を基盤とする省政權に對して放射すべき革命のエネルギーを蓄積しはじめていたといえるであらう。

※ 當時國民政府によつて新疆に派遣されていた吳萬辰は、その

新疆をめぐる中ソ關係

著「新疆紀遊」のなかで、「……そして新疆省全體が宗教的憎惡の火藥庫であつて、偶然の火花によつて爆發せんとする状態にある事實が、わたくしの心にひしひしと迫つたのであつた」(同書、楊井譯七七頁)とのべているが、これはいささか誤解をまねきやすいであらう。このような表現は、回教そのものに對する彈壓↓回教徒の離反↓回教徒の革命的エネルギーの蓄積、という過程を想定させるが、事實は前述のように、經濟的苦痛↓省民の離反↓革命的エネルギーの蓄積、であつて、回教(宗教)はこのような革命的エネルギーを結集し、ひとつの運動に形成する媒體にすぎなかつたのである。事實、省政府が回教そのものに對して彈壓をおこなつたことを示す資料はない。

このような狀況において、最初の叛亂は一九三〇年、吐魯番に發生した。一人の阿訇(回教の掌教者)が省政府を打倒して回教徒の獨立國家を建設する陰謀をくわだて、甘肅省境の東干馬石明に援助を求めたのである。馬石明はわずかの兵をもつて吐魯番に入り、この守備隊指揮の東干馬福銘とむすんだが、機熟さずとみて數回の小規模な戰團のち行動を中止した。⁽⁸⁾この事件は、規模こそ小さかつたが、東干とトルコ系回教徒との連合ならびに守備隊指揮の離反という、省權力にとつて容易ならぬ事態の發展を示すものであつたのである。

このような事態の發展は、やがて一九三二年二月―三月の小舖事件を契機に、全省的叛亂への道をひらいたのである。

これよりさき、一九三〇年、金樹仁は、哈密の回王が歿した機會をとらえて同地方の回教徒自治領を併合し、これを哈密・宜禾・伊吾の三縣に分割して中國人知縣による直接統治にきりかえるとともに、新回王聶滋爾を省都迪化に召還し、その實權をうばつてたんなる省主席の「高等顧問」として迪化に永住することを命じた。前述したように、回王を通じての間接統治は回教徒民族主義に對する安全瓣として作用してきたのであるが、この省政權の措置によつて安全瓣はうしなわれ、回教徒上層部はここに「體制外的存在」へと轉化したのである。しかし、この措置は、一面、進歩的な要素をふくんでいた。すなわち、當時の回王の統治は、「近代の諸事情に適合しないものであり……司法は個人の氣儘におこなわれ、課税は不定・不平等であり……哈密では多くの事物について、改革の機が、熟しすぎてはいなかつたとしても、熟していた」⁽⁹⁾から、省政府が、回王の所有地を調査し、小作人のあるものに地券を發行し、省政府に租税を納付することを條件に所有權を賦與するという措置をとつたことは、たしかに進歩的であつた。しかしながら、その反面、省政府は漢民族中心主義的政策を導入し、「回教徒が公正なりとあつかいをうけていないと感ずるような事態」をうみだした。すなわち哈密の未耕地を漢人に開放し、漢人に對しては未耕地であつたことを理由に二年間の納税猶豫を許したが、回教徒に對しては一九三〇年

から滞納租税のとりたてをおこなつたのである。のみならず、甘肅省を飢饉がおそい、約八十人ほどの漢人が哈密にのがれてくると、縣政府は多數の回教徒から土地をうばつてこれら漢人難民にあたえるとともに、回教徒に對しては沙漠縁邊の不毛の未耕地へ移住することを命じたのである。さき之間接統治の廢止によつて省權力機構から疎外され、ここにまた民族的不平等政策をおしつけられて、回教徒民族の不満は發火點にたつした。回教徒上層部は、農民と合流して「土地の再分配」に抗議し、省政府に對して抗議の共同通電を發したが、この通電は迪化にたつしなかつた。⁽¹⁰⁾したがつて、省政府は回教徒の不満に關する正確な認識をもちえず、それが全省的叛亂に發展することを豫防するなんらの措置をもちうることができなかつたのである。

いまや回教徒をたちあがらせ、現状打破のエネルギーに點火するものとして、回教すなわちかれらの信仰に對する壓迫ないし侮辱があれば十分であつた。なぜなら、回教徒は雑多な民族から構成されていたため、自分たちが共同の運命をになつて、いゝという意識に比較的とぼしく、したがつてかれらを強力な運動に結集するためには、その凝集力として、回教の危機が大きくクローズ・アップされなければならなかつたからである。

一九三一年二月―三月におこつた小舖事件は、この意味におい

て、もつとも適當な點火藥であつた。小舖事件とは、小舖の徵稅官である漢人の張某が回教徒であるウイグル族の少女に結婚を強制したのが原因となつて、同地に暴動が發生し、多くの徵稅官が殺害され、徵稅所の武器が強奪された事件をいうのであるが、回教徒にとつて、異教徒ないし教外者との通婚は許すべからざる重大事であり、したがつて省權力を背後にもつた擁護者張某がその結婚を強制しようとしたことは、回教に對する重大な恥辱としてうけとられたのである。

暴動はさらに土胡蘆と老毛胡に擴大し、さきに甘肅から移住してきた漢人が多數殺害された。ついで暴動が銀西に飛び火すると、省政府は阿克蘇の道臺に大軍をもつて討伐にむかわせた。そこで、哈密の回教徒は、廢位された回王霍滋爾の舊臣である阿加尼牙子および姚樂博士を甘肅省にあつた東干の指揮者馬仲英のもとに派遣し、その援助をもつたのである。馬仲英はこれに應じ、四〇〇の東干騎兵をもつて新疆にすすみ、鎮西を攻略し、哈密を包圍し、七角井を抜き、省都迪化にせまつた。馬仲英の軍は、最初小規模であつたが、途中で省軍駐屯地をおそつて武器彈藥を増強し、東干・カザークなどをくわえ、しだいに強大となり、省政府に重壓をあたえた。馬仲英の負傷のため、東干軍は一時迪化から撤退したが、一九三二年後半には、ふたたび迪化を包圍するにいたつた。金樹仁はこの危

機に對處するため伊犁に通電を發し、伊犁師長張培元を前敵剿匪總司令に任命するとともに、ロシア革命以後新疆に亡命してきていた白系露人將軍パピノウト(Paprenut)麾下の白系露軍一五〇〇(一説には約二〇〇〇)の派遣を要請し、これをもつて迪化・哈密の防備にあたらせた。しかし、それも防戦一方であつて、東干を中心とする回教徒軍を撃退するにはいたらなかつた。くわえて、さきに叛亂を計畫していた馬石明・馬福銘は、すでに吐魯番で省政府に反旗をひるがえしていた。このような情勢に對して、國民政府は、當時滿洲事變・上海事件あるいは一九三〇年十一月以後開始した剿共戦に手一杯であり、新疆省政府は中央からの援軍を期待することはできなかつた。

したがつて、金樹仁は、外部からの援助をもとめざるをえない状態におこまれたのである。

(1) F・スタンバーグは、この點について當時のインド相エメリーが一九三三年二月二十七日に下院でおこなつた演説を引用しつつ、つぎのようについている。「われわれはなぜに……この件について日本に反對しなければならぬのか。そうすべき理由はなにもないとわたしはあえていう。日本の主張は基本的事象に基礎をおいたものであり、現在ではすでに極めてもつともなものである。……われわれのなかのはたして何人が石をなげうち、日本が滿洲に平和と秩序とを樹立するためにまた強力な中國民族主義のたえざる攻勢に對して自己を防衛するために行

動したのを不當であるといえようか。もしわれわれが日本を非難するならば、それはインドにおけるわれわれの全政策、エジプトにおけるわれわれの全政策を同時に非難したことになる『Sternberg, Capitalism and Socialism on Trial, p. 402』

(2) たとえば、入江啓四郎氏は、この點について、新疆とソ連の經濟的一體性を指摘し、「第一にソ連邦の經濟活動が意識的、積極的であること、第二にソ連邦の意圖が英國の勢力を角逐するに在ること、この二つはそもつとも顯著な實例を新疆省において提供しているといえる」〔支那邊疆と英露の角逐〕一四〇頁とのべている。

(3) この段階においては、ソ連の進出はすぐれて經濟的な性質のものであつて、政治的行動はまだ前面にあらわれていなかつた。たとえば、オーエン・ラティモアは、「新疆とソヴェト連邦との完全な經濟的複合が、政治的行動なくして、どのていどまで達成されるかは議論のあるところだが、しかし經濟的にはもはや新疆は、ソヴェト連邦を構成する一地方以外のなにものでもない」(『傍點筆者』The China Year Book, 1934, p. 84)とのべて、ソ連の政治的行動がなかつたことを明らかにしている。

(4) 「民族研究」一九六〇年六號、定正清「抗日戰爭時期黨在新疆的革命活動及其影響」二〇—二二頁、人民日報一九五五年九月三〇日「新疆維吾爾自治區成立的重要意義」。以上によれば、中共黨員が新疆工作を開始したのは、一九三三年に入新した陳

潭秋が最初であつた。

(5) 張達鈞「四十年動亂新疆」二七頁

(6) 張達鈞、前掲書二七頁

(7) ラティモア、前掲書九一頁

(8) 吳瀟宸によれば、馬仲英は馬石明が獨走することに反對したといわれ、また吐魯番守備隊指揮馬福銘も、時期が熟するまで山中に退却するよう馬石明に説いたといわれる(吳瀟宸「新疆紀遊」楊井譯八一—二頁)。

(9) 吳瀟宸、前掲書、楊井譯八九頁

(10) 吳瀟宸はその理由について、おそらく縣長がこれ(通電を指す—筆者)を抑留したものであらう(吳瀟宸、前掲書、楊井譯九〇頁)とのべている。

第四章 ソ連の介入と盛世才政權の成立

第一節 省政府に對するソ連の援助

一九一七年のロシア革命および一九一九—二〇年にかけてのカラハン宣言によつて中國邊境から後退していたソ連の勢力は、前述したようにはやくも一九二〇年代中期にはふたたび新疆内部に活動の據點をつくりあげていた。すなわち、一九二四年における國共合作、中國によるソ連の承認、中ソ條約の締結などに象徴される中ソ兩國の接近によつて、新疆内部には五つのソ連領事館が開設されたのである。迪化・伊犁・塔城・阿爾泰・疏勒にあつたこれらのソ

連領事館は、一九二七年の中ソ斷交以後もほとんどその影響をうけることなく活動していた。さらに一九三〇年には、セミパラチンスクからセルジオポール・アルマータを通つてテムケントにいたるトルク・シブ鐵道が完成されるにおよんで、ソ連の新疆進出態勢は十分なものとなつたのである。

一方、馬仲英麾下の東干軍を中心とする回教徒の叛亂に苦しんだ金樹仁は、中央からの援助が期待できないとみると、ただちにソ連に接近し、一九三一年十月一日、ソ連代表スラウスキー(Зарский)との間に秘密通商條約を締結するにいたつた。この條約は、ソ連が新疆の經濟建設をたすけるために、機械および専門技師を供給するかわりに、省政府はソ連の代理機關に大幅な通商上の讓歩ならびに特權をあたえることを内容としたものであり、軍事援助の規定は含まれてはいなかつた。しかし程天放氏によれば、そこにはこの問題に關して暗黙の了解があつたとされている。この暗黙の了解によつてどのような「軍事援助」がおこなわれたかを示す資料はない。しかし、つぎの事實は注目に値しよう。

すなわち、戦況が危機におちいつていた一九三三年三月、一萬人(一説には一萬五千人といわれる)の滿洲人部隊がソ連から新疆に送られ、省の軍事をつかさどつていた盛世才の指揮下に入つたといふことである。かれらは一九三一年の奉天事件當時馬占山將軍の指揮

下にあり、日本軍に敗れたのちシベリアへのがれ、そこに抑留されていたのであつた。この援軍をえて盛世才は、馬仲英の軍を新疆南部に驅逐することができたのである。

當時新疆にあつてこの動亂を身をもつて經驗した吳鶴宸は、「ロシア經由で新疆に派遣されることになつたこの部隊は……重砲やタンクや飛行機を裝備しているといわれた」とのべているが、シベリアに抑留されていた中國軍がそのような裝備をしていたのは、ソ連からの「援助」があたえられていたからにはほかならない。もしそうとすれば、ソ連の省政府に對する援助は、極めて巧妙かつ合法的におこなわれたといわなければならないであらう。

第二節 四・一二政變と盛世才の擡頭

叛亂軍が南部へ撃退されて戦況が一時的に小康をたもつていた一九三三年四月十二日、省都迪化は突然のクーデターに見舞われた。このクーデターの主力は、省政府がわにたつて迪化の防備にあつていた白系露人部隊であり、かれらは「金樹仁の忘恩に激怒し、まともつと有効かつ力強い施政をおこなうのでなければ、迪化市はつぎの襲撃で陥落するだろうことを恐れ、クーデターをくだした」のであつた。白系露人部隊の兵力はわずか二〇〇にすぎなかつたが、少數の衛兵を撃破するには十分であつて、金樹仁の兄弟は抑留

され、金樹仁自身は市外に逃亡するのやむなきにいたつたのである。

ここに従來の省政府機構は分解し、新疆における「中國人の支配」は崩壞の危機に直面することとなつたのである。この危機に對處するため省政府の穩健派は、白系露人部隊に接近し、事態の收拾にあつた。白系露人部隊の要求が待遇の改善と安全の保障であり、それが戦いに疲弊した人民の要求と一致していた以上、これと妥協し、省政府の再建をはかる以外に方法はなかつたのであろう。

ただちに、白系露人をくわえた「政治維持會」が組織され、南京政府の承認があるまで劉文龍が臨時主席に任命された。

臨時主席劉文龍はつぎの三項の信條を提出して新政府の方針を明らかにした。

一、全省民は人種と信仰のいかんを問わず生命財産を保全せらるべきこと、

二、金樹仁の生命財産を保全すべきこと、

三、ソヴェト領事館を保護すべきこと、

しかし、一度崩壞の坂道をころがりはじめた省權力をふたたび安定した軌道にもどすには、より多方面にわたつて人民にアピールする政綱を示し、各民族を省權力のがわに引きつけなければならなかつた。

そこで省政府は、回教徒・滿洲族・東干・カザーク族・蒙古族・白系露人など、迪化市内のすべての民族および信教の代表者や商界の代表者を召集して臨時委員會第一回連合會議を開催するとともに、民族平等・經濟的安定を基礎とするつぎの「十大方針」を發表した。すなわち、

一、政治・經濟・教育において各民族は一律平等であるべきこと、

二、各地の官員は選舉と試験によつて採用すべきこと、

三、人民は集會・出版・言論の自由をもつべきこと、

四、金樹仁がこれまで人民に對しておこなつてきた種々の非法で道にはずれた政策は、これを廢止すべきこと、

五、交通を發展させ、各民族および各地方の生活水準を調整すべきこと、

六、鑛産資源を開發し、新疆經濟の獨立をはかるべきこと、

七、農民を補助し、農村經濟の充實をはかるべきこと、

八、外交は中央の監督下におかれるべきこと、

九、黨化教育をおこなうべきこと、

十、財政は中央の統一に入らるべきこと、

さらに劉文龍主席・邊防督辦盛世才をはじめとする首腦部は、國民黨部において省政府第一回會議をひらき、あらたなる政府組織に

着手した。すなわち、行政・財政・外交・交通・宣傳の五部をもうけるとともに、各民族代表を一律にこれに参加させたのである。楊增新・金樹仁時代の漢民族中心主義からみれば、これは比較にならないほどの譲歩であり、離反した諸民族を省権力ががわに引きつけるには十分であつた。省政府のこのような動きをみて、さきに哈密叛亂で指導的役割をはたした阿加尼牙子・姚樂博士も和平使節を迪化に派遣し、北部新疆は安定化の方向に向いはじめた。しかし、南部においては、古城周邊に馬仲英、薩勒馬石明があつてそれぞれ迪化へ進撃する態勢を示していた。このような情勢において省政權の「生存の鍵」はその軍事力にあり、したがつて省政府内における盛世才の比重は他の追隨をゆるさないものとなつていつたのである。

第三節 國民政府による新疆工作の失敗と

盛世才政權の成立

四・一二政變以後、一時小康をたもつた新疆の情勢も、北部の盛世才・南部の馬仲英のあいだの力の對立から、いつまた全省的動亂に發展するか豫斷をゆるさないものがあつた。このような状況にあつて、省政府内の穩健派は、中央政府に對して、馬仲英の行動を阻止する指令をだすよう要請するとともに、直接馬仲英に對して和平

新疆をめぐる中ソ關係

工作を開始した。省政府による和平工作は、吳鶴宸と馬仲英のあいだの豫備會談を経てすすめられ、省政府は、馬仲英に對し、具體化の見通しをもつてつぎの四ヶ條を提示するはこびとなつた。

一、南京政府の承認を條件として、馬仲英は南新疆の總司令たること。

二、馬仲英軍は省の正規軍として兵籍に入れること。

三、これらの兵の給與については、迪化政府が責任を負うべきこと。

四、南新疆における縣長の任免は、すべて迪化當局によりなされるべきこと。⁽¹⁰⁾

しかしながら、この和平工作は、ついに成功せず、ふたたび馬仲英はその軍を北進させることとなつたのである。

吳鶴宸によれば、和平工作が成功しなかつたのは、講和條件がまゝとまつて馬仲英のところにおもむく代表もきまつた六月十日、中央から派遣された宣慰使黃蕪松が迪化に到着したことによつて、和平使節の出發が延期されたためである。吳鶴宸はいつて「使節たちが出發してしまつていなければ、萬事は都合よくいつていたであらう。しかし出發がさらにおくれたことは、われわれの和平への希望にとつて由々しいものとなつた」と。⁽¹¹⁾しかし、和平不成立の原因をタイムィングのおくれだけにもとめるのは誤りであらう。それよ

りもむしろ、ホワイトニング博士が明らかにしているように、「日本の援助があつた」⁽¹²⁾ために馬仲英がそれほど和平を必要と感じていなかったから、ではなからうか。

省政府による和平工作が失敗におわると同時に、「宣慰使」黃慕松による「中央政府の新疆工作」が開始されたが、黃慕松は「權威というものが距離の二乗に比例して減ずるものであるということをしらず……あたかも中央政府が服従を強要する布告を發するだけでたりるとでもおもっている風であり……南京政府の任務は、ただ馬仲英を責めてその行動を中止させることであると考えていた」⁽¹³⁾ために、ほとんど効果をあげることができなかった。そのうえ、ふたたび盛世才麾下の省政府軍と馬仲英軍とのあいだに戦闘がはじまつたことは、黃慕松の立場を大いに弱くした。なぜならば、「かれを救出者として頼りにしていた一般民衆は、いまや盛督辦とその軍隊に頼らねばならないことをただちにみてとつた」⁽¹⁴⁾からである。中央政府―黃慕松の情勢認識は極めて甘いものであつたといえるであらう。情勢が中央政府の認識とかけ離れた深刻な發展を示しているにもかかわらず、黃慕松が高壓的な態度にでたことは、やがて盛世才からの手痛い反撃を招來する結果をうんだ。すなわち、馬仲英軍とふたたび戦闘が開始された直後の六月二十六日、盛世才は突如前線から迪化^{ディハ}へ歸來し、黃慕松と密接な關係をもつ中央軍事調査員兼督

辦公署參謀長陳中、省政府祕書長陶明樾・航空處長李笑天を、「省政府に對する陰謀の罪を犯した」⁽¹⁵⁾という理由で處刑したのであつた。盛世才自身は、そのメモワールのなかで、「……陳中・陶明樾・李笑天は、ロシアの煽動によつて、たくみにクーデターを計畫していた。かれらは、スターリンが、臨時省政府を、一九一七年三月のロシア革命以後におけるケレンスキー政權と同じような單なる過渡的政權とみなしていたために、まだ完全にその政府と軍隊を掌握していなかった。そこでかれらは、わたくしが軍をひきいて奇臺^{チサイ}にあるとき、……わたくしに對して陰謀をくわだてたのであつた」⁽¹⁶⁾（傍點筆者）とのべ、ソ連の煽動↓李・陶・陳による省權力奪取の陰謀―盛世才の暗殺計畫という因果關係を主張しているが、その後盛世才が左傾したと、ソ連共產黨に入黨した（一九三八年）こと、なごから考えて、そのような事實（ソ連の煽動）があつたかどうかは頗る疑問であるといわなければならない。李・陶・陳の三名が新疆の中央化を策していた宣慰使黃慕松の協力者であつたことから、黃慕松を牽制するために、かれらを肅清した、というのが真相ではなからうか。このほか、日本側にみいだされたある觀測のように、「汪兆銘が黃慕松を派遣したのは、蒋介石派の盛世才を陰謀によつて打倒するためであつた」⁽¹⁸⁾という見方をするむきもあり、この事件の詳細を斷定的にのべることは不可能であるが、いずれにせよ、この

事件によつて黃慕松の立場はいちじるしく弱いものとなり、これまでの高壓的な「新疆中央化」の方針をすて、新疆の獨自性を認め、實力者盛世才の地位を正式に承認する方針へ轉換するにいたつたのであつた。黃慕松は事件の直後、中央政府に對してつぎのように打電している。

「新疆省は邊境の地であり、省獨自の問題がある。わたくしの意見では、もしその重責を負うにたる有力な中心人物がなかつたならば、これらの問題は一層悪化するであらう。臨時に任命された盛督辦と劉主席とは、たしかにそうした人物であつて、格別の難局に處して安寧秩序を保持してきた人々である。これらの事實にかんがみ、中央政府においては、かれらの現地位をただちに確認されんことを懇請する。そうすれば、かれらの權威は強化され、省全體のためにもなるであらう」(以下省略)と。

黃慕松が南京へ歸還した三日後の七月二十六日、中央政府は左の三項目を條件として盛世才の現地位を承認する旨、省政府に通告した。

- 一、省の外交關係は南京政府が統理すること、
- 二、軍事はすべて中央政府のもとにおくべきこと、
- 三、全省を通じて、信教の自由および人種の平等を認めるべきこと⁽²⁰⁾

新疆をめぐる中ソ關係

しかしながら、これは新疆に對して中央政府の權力を認めさせるうえに形式的な意味しかもつてはいなかつたのであつて、八月三日、正式に盛世才が督辦に任命されたことをもつて、むしろそれとは反對に、盛世才の權力は確立されたのである。

以後、中央政府は九月二日、黃慕松が果たしえなかつた「新疆中央化」の任務を繼續するため、國民政府の外交部長兼司法部長である羅文幹を迪化に派遣したが、なんら成果をあげることなく、それのみか、かれが、伊犁の張培元・吐魯番の馬仲英・迪化にあつた劉文龍を連結する「三角同盟」に加擔し、汪兆銘の命をうけて盛世才打倒の陰謀をたくらんだ⁽²¹⁾、という疑いの目でみられるにいたり、無爲のうちに南京に引きかえたのである。

このように、再度にわたる中央政府の新疆工作は失敗におわり、他方、省權力は完全に盛世才の手に掌握されるとともに、以後の新疆における對内關係はもつぱら盛世才對回教徒勢力によつて、また對外關係は日本・イギリス勢力を驅逐しようとするソ連と盛世才との關係によつて規制されることとなつたのである。

第四節 ソ連の進出と盛世才の左傾

黃慕松・羅文幹を派遣した中央政府の調停が失敗におわると、馬仲英の軍はふたたび大規模な北進を開始し、阿加尼牙子の軍と呼應

して迪化・哈密をめぐらした。前回かなりの打撃をこうむつた馬仲英は、吐魯番で軍を再編成し、その軍事力は省政府を脅かすに十分なものをもつていた。事實、馬仲英軍は迪化附近の戰略的に重要な地點をことごとく占領し省政府に重壓をくわえた。馬仲英が和平の好機をみおかつてあえて軍をすすめたのは、四・一二政變以後、省權力の抵抗力が相對的に弱體化したとみたからであり、みずからの軍事的優位性に自信をもつていたからである。くわえて、馬仲英には日本の「援助」があつた。この日本の「援助」がどのていどのものであつたかについては、むろん斷定はくだせない。盛世才自身のメモワールによれば、「日本のファシストたちは、四・一二政變による混亂を利用して、迪化を攻撃するよう馬仲英に教唆し、馬仲英は日本人大西タダシと協同して軍をすすめた」⁽²²⁾のであつた。大西タダシが關東軍と關係をもつていたかどうかについて、日本政府はこれを否定しているが、日本がその大陸政策に積極性をくわえつつあつた當時の情勢からいつて、大西タダシは特務機關と無關係ではなかつたかもしれない。この點についてはまったく不明である。しかしいづれにせよ、馬仲英が日本をすくなくともその精神的支柱のひとつにしていたといふことはいえるかもしれない。

馬仲英による軍事的壓迫にくわえて、省政權は、内部からの分裂の危機に直面しなければならなかつた。すなわち、伊犁にあつた警

備司令張培元が盛世才に反旗をひるがえし、迪化攻撃の兵三〇〇〇をおくつて馬仲英を援助したのである。省政府は、パビンコウト墮下の白承露人部隊ならびにさきにシベリア經由で派遣された滿州人部隊をもつてしても省都を十分に防衛することができなかつた。そこでかれらは再度ソ連の援助を求めることとなつたのである。

盛世才自身の説明によれば、當時の新疆は、日本・イギリス・ソ連の好餌となりかかつていたが、それにもかかわらずソ連の援助を求めたのは、南京政府からの援助を期待できなかつたため、夷をもつて夷を制する以外に新疆の安全を保障する道がなかつたからである⁽²⁴⁾。事實、前述したような日本および馬仲英の脅威ばかりでなく、南部新疆の和闐・疏勒を中心とする地方にはイギリスの支持をうけた烏斯曼・薩比得大毛拉などが反省政府運動を展開しており、このうち薩比得大毛拉は、一九三三年九月、東トルキスタン共和國を稱して疏勒地方の獨立を宣言したのである。イギリスは、インド内部の回教徒に對する影響をかんがえて、パン・イスラミズムに通ずる東トルキスタン共和國を積極的に援助しようとはしなかつたが、しかしそれがあるていど利用して新疆に進出しようという野望をすててはいなかつたのである。

他方、このような情勢の進展に對して、ソ連は、イギリス・日本がそれぞれ回教徒叛亂軍を援助して新疆に對する帝國主義的浸透を

はかり、ソ連領中央アジアを衝こうとする陰謀をこらしているといふ非難をおこなうとともに、この「帝國主義者の陰謀」を打ちやぶるために、ただちに具體的戰略の設定に着手したのであつた。その戰略とは、

一、日本・イギリスの浸透に好都合な新疆の内戦をすみやかに終結させるために軍事的介入をおこなうこと、

二、經濟的援助をあたえることによつて、内戦の直接原因である經濟的不安をとりのぞくこと、

三、政治的浸透によつて人種的緊張を緩和し、民族主義者を「帝國主義の陰謀」から隔離すること、

などであつた。

このような基本方針にたつたソ連は、一九三三年秋、顧問將軍 G・A・アプレソフ (Apresov) を迪化に派遣した。盛世才はアプレソフと密議した結果、ソ連から經濟的軍事的援助をうけることとなつた。

一九三四年一月、戰車・裝甲自動車・大砲をもつ二旅團のソ連軍が國境をこえ、空軍もこれを援助した。馬仲英軍は、この近代的裝備をもつソ連軍の前にひとたまりもなく敗走し、疏勒地方に撤退した。疏勒地方に撤退した馬仲英は、以前から東干と對立關係にあつた薩比得大毛拉の軍を攻撃し、東トルキスタン共和國を崩壊させ

新疆をめぐる中ソ關係

た。

馬仲英が背後にソ連の援助をもつ省政府軍の壓力をうけながら、なぜあえて東トルキスタン共和國を攻撃したかについては、明確な説明がなされていない。一部には、イギリス勢力を背後にもつ反共產主義的回教國（東トルキスタン共和國）が南部新疆に存在することをよるこばないソ連が、馬仲英にはたらかけて攻撃をおこなわせたのではないかという推測もあつたが、これはいささか無理であらう。なぜなら、ソ連は馬仲英にはたらかけなくても、いまや壓倒的優位にたつ省政府軍の進路をたどつて、南部新疆に自己の影響力を浸透させることが明らかに可能であつたからである。事實、この直後、省政府軍の猛追をうけた馬仲英は、ソ連領事の説得によつて、自己の立場の絶望的であることを認識し、部下の高級將校をともなつて伊爾克什旦からソ連領に入ったのである。馬仲英がどのような條件で入つたのか、また馬仲英打倒に重大な役割をはたしたソ連がなぜ馬仲英の自國亡命を許したのか、その真相は不明であるが、多くの觀察者たちは一致して、中央アジア的回教徒政策にゆきつまりをみせていたソ連が、回教民族の實力者馬仲英をこれに利用しようとかんがえていたこと、および迪化政權が萬一非妥協的態度にでたときの切札として馬仲英を使おうとする意圖をもつていたこと、さらには逆に盛世才が凋落したばあいに馬仲英をこれに代え

ようとしていたこと、などをその理由にあげている。⁽²⁸⁾もしそうとすれば、この時期におけるソ連の新疆戰略は、「有能な個人」の力を重大視し、かつそれに過大な期待をかけるところの、極めて日和見主義的なものであつたといわなければならぬであらう。

しかしながら、ここでもつとも重要なのは、ソ連がなぜ馬仲英を先頭とする回教徒民族主義者を彈壓し、盛世才を援助したのか、という問題であらう。

そもそも、歴史過程の合理的解釋をその本質的特徴とするマルクス・レーニン主義の立場からすれば、中國人の擄取と民族的壓迫に反抗して立ちあがつた新疆のトルコ系回教徒民族の運動は、本質的に反植民地的民族解放運動の範疇に入るべきものであり、したがつてソ連としては、中國人權力に對してではなく、回教徒に對して援助をあたえるべきものであつた。それにもかかわらず、ソ連が中國人權力—盛世才に對して援助をあたえ、民族主義者—馬仲英その他に彈壓をくわえたのは、そのような理論と新疆の現實とが完全に乖離していたからである。すなわち、その當時の新疆の現實において、ソ連にとつて第一義的重大性をもつていたのは、日本・イギリスの勢力が中央アジアを目指しているといつかからの理解であり、回教徒民族主義運動がこれら「帝國主義勢力」に吸収される可能性ないし危険性をもつていたという事實であつた。いいかえれば、ソ

連は、マルクス・レーニン主義の理論的歸結である「新疆における民族解放運動に對する援助」よりも、自國の「安全の保障への要求」をはるかに上位においていたのである。

一九三九年四月、孫科特使がモスコーをおとすれどとき、スターリンは、一九三四年一月の軍事的介入に關して、つぎのような釋明をおこなつてゐる。

「ソ連政府が馬仲英に對抗して盛世才を援けたのは、盛世才が中國政府によつて正式に任命された人であるのに對し、馬仲英は勝手に新疆へ進撃した人だからであり、日本が彈藥と資金を供給することによつて馬のあとおしをしてきたからである。もし背後に日本をもつた馬仲英が新疆を占領していたら、ソ連領中央アジアは脅威をうけることとなつたであらう。だから、盛世才が援助をもとめてきたとき、それに應じて中國軍の軍服をつけた二旅團のソ連兵を現地に派遣したのである。しかし、ソ連はその任務が終ると、ただちに軍をもとめた。したがつて、ソ連は叛亂の鎮壓において、間接的に中國を援助したのである。」⁽²⁹⁾

このスターリンの言葉は大部分その眞の意圖をあらわしたものであつたといえるであらう。ソ連は、この釋明において、自己の安全保障のための行動を、その法律的正當性をもつてカバーしたのである。

このような「安全保障」のほか、「経済的必要」もソ連の省政府に對する援助の理由としてあげよう。すなわち、一九二八年以後の五カ年計畫を通じて組織的な經濟建設にのりだしたソ連にとつて、原料供給地ならびに市場としての新疆の役割は輕視しえないものであり、したがつて貿易の増進は必要缺くべからざるものであつた。⁽³⁰⁾當時新疆にあつたるとい觀察者吳鶴宸は、「馬仲英の醸しつゝあつた紛争が貿易を攪亂したことは疑いが無い。馬仲英は、拘束力のある協定などを容易に締結しうるような種類の爲政者ではなかつた。迪化⁽³¹⁾のソヴェト當局は、クーデター後の強力な組織的統治に感銘していた。だから、ソヴェト當局が合法的政權を援助すべきことを勸奨したのは、いかにもありそふなことであつた⁽³²⁾」とのべている。

さて、このようにして新疆全土に吹きまくつた動亂の嵐も一九三四年六月までにはおさまり、わずかに和闐⁽³³⁾による馬虎三の勢力をのぞいては、盛世才政權の支配下に入つたのである。新疆に入つたソ連軍も動亂の終結とともに撤退した。ソ連が動亂介入することをかりて新疆を併合しなかつた理由はなんであろうか。ソ連がもし新疆に對して領土的野心をいだいたならば、當時の力關係からみてその實現は容易であつたであらう。しかしながら、もしソ連がそのような行動にてたならば、それは、エドガー・スノーのいうように、一日

本と國民政府内の反共和平分子とのあいだに妥協の基礎を形成させることとなり、さらに東京政府に中國全土にわたるフランコ的情勢をつくりあげさせる⁽³⁴⁾「危険性をうんだかもしれないなかつた。そのような危険をおかすよりも、「新疆が經濟的にソ連に依存せざるをえない」狀況にあることを、いいかえれば、新疆省政府がかならずソ連へ傾斜するであらうことを洞察して、ひとまず新疆から撤退し、日本・イギリス・中國を刺激することをさげるとともに、經濟的・政治的側面からの浸透をはかつたのは、ソ連の深慮のあらわれである。こうしてソ連は、新疆から「帝國主義勢力」を排除するとともに、自己のアキレス腱ともいふべきソ連領中央アジアから「帝國主義者」の陰謀を遠ざけることに成功したのであつた。

一方、盛世才は、一九三三年實質的に省權力を掌握すると、ただちに新疆の八項政策を聲明した。(一)民族の平等、(二)信仰の自由、(三)農村即時救済、(四)財政改革、(五)吏治改革、(六)教育振興、(七)自治振興、(八)司法改正、をその内容とする八項政策は、當時の内壓からすれば極めて當をえたものであり、進歩的であるとは評しても、それをもつて「左傾」の證左とすることはできない。しかし、いよいよはげしくなりはじめた一九三三年當時の内壓とその背後にある外壓、およびこれに有効な救済手段を講じえない中央權力の脆弱性などは、盛世才をしてついに大きく左旋回せしめるにいたつたのであ

る。すなわち、ソ連の經濟的・軍事的援助によつて叛亂を鎮定した一九三四年、盛世才は、前年の八項目は、(一)反帝國主義、(二)親ソ、(三)民族平等、(四)吏治清濂、(五)國內和平、(六)國內建設、の六大政策を通じて遂行されるべきこと、を宣言した。このような盛世才の政策は、一口にいって外に對してはソ連との友好關係を、内部に對しては民主主義、および省内諸民族の差別撤廢とその利益の漸次的承認を軸とするものであり、それは着々と實行にうつされた。ラティモアののべるところによれば、ウイグル族・カザーク族などがそれら自身の中心地區では高い地位に任命され、すべての非中國諸民族が自國語と自國系の學校で教育をすすめることを許された。學生の數は、一九三六年には一九三三年の五〇倍(十五萬人)に増加し、三二九人の非中國人學生がソ連へ派遣された。また省教育廳は五カ所に支廳を開設し、省新聞である新疆日報は六カ所に支局をもうけ、七國語の版を發行した。その他多くの文化團體が、ウイグル・カザーク・東干⁽³³⁾・タタール・ロシア人・中國人のための活動を開始した。

しかし、一九三四年前半、ソ連の經濟的援助をうけながらも、盛世才は一〇〇パーセントソ連に依存するという態度を示してはいなかつた。ホワイトニング博士によれば、「それは自分の潜在的代替者である馬仲英がソ連當局の好遇をうけていたから」⁽³⁴⁾である。この

見解は、のちに盛世才がモスコをおとすれたとき、馬仲英を處分することをスターリンに要求した事實⁽³⁵⁾とかんがえあわせてみれば、妥當であるといふことができるであらう。

このような盛世才の態度も、一九三四年の後半、ソ連當局と借款の交渉が具體化しはじめるにつれて、親ソへの比重をくわえていった。借款交渉の情報が中央にながれると、南京政府外交部は、ソ連大使ボゴモロフ(Bogomolof)に覺え書を手交し、南京政府の承認なくしてはいかなる協定も無効である、と宣言した。そこで盛世才は、一九三四年七月、新疆の産物をもつて五年以内に返還すべき四〇〇萬ルーブル金の借款の承認を南京政府に請求した。これに對して南京政府は、考慮中なる旨の回答を盛世才にあたえるとともに、南京政府が正式の承認をあたえるまで、協定文書を調印しないことをソ連當局に確認している。しかし、結局この協定は、南京政府の承認をまたないで一九三五年五月に調印され、期限五カ年、年利四パーセント、新疆の産物をもつて返済するという條件つきで、五〇〇萬ルーブルの借款が成立したのである。⁽³⁶⁾

この借款の交渉から成立にいたるまでの南京政府に對する盛世才の態度は、はなはだ微妙であつた。それは前述したように、自己に對する潜在的代替者馬仲英がソ連との結びつきをたもつている以上、萬一のばあいこそなえて、南京政府との連結を維持しておくこ

とが必要であると感じていたからであろう。

しかし、一九三五年五月十六日に借款が成立して以後、盛世才は向ソ一邊倒に踏みきつたのである。すなわち、同じころ、アルマ・アタで發表された「省政府の主要な義務について」のなかで、盛世才はつぎのようにのべているのである。

「……こんにち、世界はほぼ十二億五千萬の被抑壓民族と二億五千萬の抑壓民族にわけられている……しかし、この抑壓は単一の民族の力だけをもつてしてははねかえせない。他民族の援助が必要なのである……新疆は幸運にもこの種の援助をソ連からうけており、それによつて農業の上昇、財政上の漸次の安定、および生活水準の向上をうむことができたのである……」⁽³⁷⁾と。

盛世才は、一方ではこのような親ソ的發言をくりかえすとともに、他方では帝國主義とくに日本帝國主義の打倒をつよく叫んでいた。かれはいつている。

「……帝國主義の前衛はうち破られた。しかし、帝國主義それ自身はなお生きのこつており、わが省ならびに中國全土を征服せんがために新疆になだれこもうとこころみている……馬仲英はわれわれの死刑執行人であるが、眞の敵は帝國主義とくに日本である……」⁽³⁸⁾

帝國主義者を倒せ！ 日本を倒せ！ という盛世才の叫びは、たんにソ連の意をむかえるためだけでなく、滿洲・華北問題に對する

南京政府の徹底的態度に不満をもつ張學良派にあたる効果を計算に入れたものであろうことは、ホワイティング博士の指摘する通り⁽³⁹⁾とおもわれる。しかし、それ以外に、日本の新疆に對する脅威を強調することによつて、自己の向ソ的姿勢を南京政府に承認させようという意圖をもつていたといふこともいえるのではなからうか。

要するに、一九三四年後半以降の盛世才の發言は、つぎのような特徴をもつていたといふことができるであらう。

一、日本の脅威を最大限に評價していたこと、

二、形式的には南京政府の權威を承認しつつも、實質的にはその力量を極めて低く評價していたこと、

三、世界情勢の分析に關してマルクス主義的方法をもちい、新疆にとつてソ連の援助は不可欠のものとしていたこと——
などがそれである。

しかも、このような發言をくりかえしただけでなく、盛世才は、反日・反帝的組織をつくることによつてそれを行動にあらわした。たとえば、「反帝連合會」の組織などがそれである。「反帝連合會」は、盛世才自身がのべているように「政府の當面の任務のうちでもつとも重要な、新疆の保衛と中國全民族の解放という反帝的任務」⁽⁴⁰⁾をもつものであり、一九三五年には二四八七人、一九三六年には二九五四人の會員をもつていた⁽⁴¹⁾。その他、ソ連人の指導下に、いわゆ

る「ゲーベール」すなわち「全省政治總管理局」(のちの新疆保安局)が組織され、外蒙古で革命活動に敏腕ぶりを發揮したソ連共産黨員王立祥を中心として工作を開始したのである。⁽⁴³⁾しかし、當時盛世才は、新疆を共産化しようという意圖はもつてはいなかつたように思われる。かれの立場は、叛亂直後の新疆にあまり急進的な政策をほどこすことは、ふたたび内戦と混亂をうむ危険をもつていゝるものであつたとおもわれるが、また、張達鈞の指摘するよう
に、新疆に共産主義が無制限に入つてくることによつて、「中共の勢力が増大し、それが自己の地位にとつて代わるかもしれないことをおそれた」⁽⁴³⁾ということも一面かんがえられるであらう。
いづれにせよ、こうして、共産化にはいたらなかつたにしても、新疆は各方面におけるソ連人顧問の指導によつて、ソ連の影響下に入ることとなつたのである。

第五節 回教徒をめぐる日本の動向

このような情勢の推移に對して、日本はなんとかソ連の影響力を排除しようところをみていた。この場合、日本のとりえた方法は二つしかなかつた。

第一は、國民政府内の親日・反共分子に働きかけることによつて、反ソ勢力を強化することであつた。しかし、いづれにしても、

中央が新疆に對して、その影響力をおよぼしえない當時の情勢からいつて、そのような方法が効果的でないことは明白であつた。

第二の方法は、新疆内部の潜在的な反ソ勢力と提携することであつた。一九三五年、借款の交渉の正確な情勢が入りはじめると、日本外務省はこの方面からのアプローチに積極的となつていつた。情報通路はアフガニスタンの首都カブールであり、そこには日本屈指の中央アジア通である北田公使が派遣されていた。北田公使は同年五月、新疆民族主義運動の指導者である元東トルキスタン政府の首腦からのアピールを外務省に送つてゐる。⁽⁴⁴⁾それによれば、疏勒の東から哈密にいたる廣大な地域の回教徒は、反ソ的・親日的感情をもつており、それと提携すれば、新疆内部にイデオロギイ的浸透をおこなうことも可能であり、軍事的行動をおこなうことなく、ソ連の弱點である中央アジアをつくることができるであらう、というのである。

同じころ、日本外務省も、ダライ・ラマの協力をえて、特務員を西藏經由で新疆に派遣しようところをみてゐる。さらに北田公使は、同年六月、モスLEM運動の指導者であるA・T・S・Pasha (Ahmed Tewfik Sherif Pasha)を日本に送るとともに、和闐の王族と會談し、東トルキスタン共和國建設に對する日本の援助に關して詳細な討議をおこなつてゐる。⁽⁴⁵⁾この討議において、和闐の王族は、日本政府からの資金と武器の供與を要請するとともに、(一)反共

宣傳、(㉒)回教徒の統一、(㉓)人民の啓蒙、(㉔)他種族との協働、(㉕)マフマッド・シジャン (Mahmud Sijian) を指導者とすることを基本ラインとして、運動を推進することを明らかにした。⁽⁴⁶⁾ ホワイティング博士の指摘によれば、日本の浸透が開始されると、武装暴動が背後を脅かし、日本軍の進撃をたすける、という提案がなされたという⁽⁴⁷⁾ことである。

ソ連當局は、このような日本と回教徒との接近を探知していたようにおもわれる。一九三〇年代中期におけるソ連領内回教徒の肅清は、この事實に照して首肯しうるのではあるまいか。

一方、日本政府は北田公使の指摘ならびに提案に對して、どのような反應を示したであろうか。

北田公使は、「ソ連・インド・中國・近東・蘭領インドにおける回教徒勢力の大きさからみて、新疆の回教徒との提携がえられれば、日本は新疆をもつて、對英・對ソ戰略の有力な據點となしうるのである」と指摘しながら、「日本の浸透にもつとも有利な地域は新疆東北部であり、したがつて、滿洲から新疆北部にいたる自動車道路を建設することによつて、回教徒勢力との接觸を容易にすべきである⁽⁴⁸⁾」と提案している。この提案に接した日本政府當局は、當時明確な外交方針をもつておらず、「軍部・官僚のなかにも北田公使の内陸アジアに對する理解の深さと知識の廣さを重視するものはい

なかつた⁽⁴⁹⁾のである。こうして、回教徒民族主義者の要望にもかかわらず、日本の援助はほとんどあたえられず、パンシャの日本滞在もみるべき成果をおさめなかつたのであつた。

このように、新疆浸透計畫が暗礁にのりあげていた一九三五年一月、廣田外相は議會において、「新疆のソヴェト化に關する報告」と題する演説をおこない、ソ連を非難したが、モロトフ外相は六日後これにこたえて、つぎのようにのべている。

「……ソ同盟に對するこの中傷を廣めようとする特別な努力が、日本によつて、中國でなをなしつつあるか萬人ともに認める日本によつておこなわれているという事實に驚かざるをえない。ソ同盟の政策は外國領土の奪取とは兩立しない。その政策は、中國領新疆の獨立・領土保全および新疆を含めたその全領土に對する中國の主權と密接にむすびついでいる……」⁽⁵⁰⁾と。

しかしながら、一九三五年九月の借款協定は、モロトフの言葉とは反對に、新疆に對するソ連の影響力を決定的に大きなものにした。それ以後一九三六年末までのあいだに、主として日本の外壓、盛世才の要請などによつて、ソ連は、軍事的・經濟的・政治的浸透を徐々に強化していくとともに、南京政府・日本などの對抗勢力を排除することに成功するのである。

(1) 本條約は七カ條からなつており、その骨子はつぎの通りで

ある。

(一) 新疆省およびソヴェト連邦の境域における人民、貨物の往來口として左の四カ所を指定する。

(イ) イルコスタン

(ロ) ホルゴス

(ハ) バコト

(ニ) チムナイ

(三) 新疆省産品を自由にソヴェト領域に輸出しうること

(四) ソヴェト政府機關および國民は、疏勒・伊犁・塔城・阿山・迪化の五区内で自由に通商をなしうること、さらに右各區より藥爾羌・吐魯番・焉耆・和闐・阿克蘇に代理人または委員を派し、地方商民および商社と賣買契約をむすび、かつその履行を督促しうること、ソ連邦職員および國民はこれら地方の代理人および各商務機關との間に自由通行をなしうること。

(五) 各種商業契約に關し、登記方法その他手續規定をもうけ、中國の法律にしたがうこと

(六) 關稅、營業稅その他の稅種につき、ソ連邦商務機關ならびに國民は、中國國民と差別待遇をうけぬこと

(七) ソ連邦は新疆省の經濟建設を助長するため、各種機械用品、専門技師を供給すること、農業墾牧についてもソ連邦は協力すること

(八) 新疆省および中國内地間の取引商品については、一定手續によりソ連邦領土内通行を許すこと

(2) Cheng T'ien-fong, A History of Sino-Russian Relations, 1957, p. 170.

(3) ラティモフは、滿洲人部隊の人数を「千人以上」(前掲書、中國研究所譯九六頁)としているが、程天放はこれを一萬人とし、そのうち三千人が伊犁地方に駐屯し、七千人が迪化に入った(前掲書一七〇頁)とのべている。また吳鶴宸は一萬五千人としている(前掲書一二五頁)が、いずれにしても叛亂軍との比較から考えて、一萬—一萬五千人説がただししいものとおもわれる。

(4) 吳鶴宸、前掲書、楊井譯一二五頁

(5) 吳鶴宸、前掲書、楊井譯一四四頁

(6) この點について吳鶴宸は白系露人部隊の非公式代辦者パビンコウトのつぎの演説を引用している。「クーデターは不可避免であつた。なぜなら、金樹仁の腐敗と無能とが全省を危殆に瀕せしめつたからだ。春耕の時期が近づいているので政府の施策よろしきをえなければ飢饉になるだろう。回教徒軍を防ぎえたとしても、飢饉になればわれわれは餓死せねばならぬだろう。白系露人の蜂起は、萬人の利益のためである。われわれは、われわれ自身の安全(それはまた萬人の安全でもあるが)以外には、なんらの要求をなすものではない。……われわれは金樹仁に危害を加えようとするものではない。われわれはた、もつと活潑で有能な政府がかれに代ることを要求するものである。」(吳鶴宸、前掲書、楊井譯一四七—一八頁)

(7) 張達鈞、前掲書四〇頁

(8) さきに金樹仁によつて權力を剝奪された哈密の回王聶滋爾もこれに参加したが、この措置は省權力の極めて巧妙な政策の一面を示しているといえよう。

(9) 張達鈞、前掲書四一頁

(10) 吳藹宸、前掲書、楊井譯二四二頁

(11) 吳藹宸、前掲書、楊井譯二四七頁

(21) Allen S. Whiting and General Sheng Shih-tsai, Sinkiang: Pawn or Pivot? 1936, p. 23.

(13) 吳藹宸、前掲書、楊井譯二四九頁

(14) 吳藹宸、前掲書、楊井譯二五五頁

(15) 吳藹宸、前掲書、楊井譯二六五頁、張達鈞、前掲書四三頁

(16) Whiting & Sheng, op. cit., p. 25.

(17) 外務省調査部、調書第二四八號、昭和十八年二月、「近年におけるソ連と支那西北との關係」一二頁にも同様の見解がのせられてゐる。

(18) Whiting & Sheng, op. cit., p. 25.

(19) 吳藹宸、前掲書、楊井譯二六九頁

(20) 吳藹宸、前掲書、楊井譯二七二頁

(21) 張達鈞、前掲書四五頁

(22) Whiting & Sheng, op. cit., p. 160.

(23) Ibid., p. 23.

(24) Ibid., p. 162.

(25) Ibid., p. 22.

(26) この經濟的軍事的援助の内容は正確にはわからないけれども新疆をめぐる中ソ關係

も、一説には、五〇萬ルーブル金の借款のほか、多量の武器、彈藥、飛行機(パイロットは熟練したソ連人)などが供給された(ロンドン・タイムズ特派員ビーター・フレミング、ソ連邦要覽一九三六年)といわれる。

(27) 外務省調査局、前掲論文二〇頁

(28) たとえば、吳藹宸(前掲書、楊井譯三六六頁)、程天放(Cheng, op. cit., p. 172)、ホワイテマンタ(Whiting & Sheng, op. cit., p. 27)、張達鈞(前掲書四七頁)などの見解はこの點でいづれ一致してゐる。

(29) Cheng, Tien-fong, op. cit., p. 173.

(30) ソ連と新疆の貿易については、ラテイモア、前掲書、中國研究所譯二二三頁、外務省調査局、前掲論文二六一七頁参照

(31) 吳藹宸、前掲書、楊井譯三八九頁

(32) Edgar Snow, The Battle for Asia, 1941. 森谷譯二四五頁

(33) ラテイモア、前掲書、中國研究所譯一〇〇—一〇一頁

(34) Whiting & Sheng, op. cit., p. 31.

(35) 張達鈞、前掲書四七頁

(36) この協定のコピーは南京政府に手交されず、したがつてその内容を完全に確かむことはできなかつた。

(27) Whiting & Sheng, op. cit., p. 33.

(28) Ibid., pp. 31-32.

(29) Ibid., p. 31.

(40) 盛世才「反帝戰線」一卷二期(張達鈞、前掲書七四頁)

- (41) 張達鈞、前掲書七四頁
- (42) 張達鈞、前掲書七五頁
- (43) 張達鈞、前掲書七四頁
- (44) Whiting & Sheng, op. cit., p. 35.
- (45) Ibid., p. 36.
- (46) Ibid., p. 36.
- (47) Ibid., p. 36.
- (48) Ibid., p. 37.
- (49) Ibid., p. 38.
- (50) Ibid., p. 39.

第五章 抗日民族統一戦線の成立と新疆

第一節 ソ連の影響力の増大と盛世才政権の變質

一九三七年七月七日、蘆溝橋事件を契機として日支事變が勃發すると、中ソ兩國は共同の利益のために、これまでの比較的冷たかつた關係を再調整しなければならなくなつた。その結果、同年八月、中ソ不可侵條約が締結されたのであるが、それによつて新疆の情勢もこれまでと異つた發展を示すこととなるのである。すなわち、これ以後新疆は、重慶政府に對する軍需品供給路となつたため、ソ連はそこでの活動を公然となしうる一方、盛世才もその親ソ政策をいはかることなく遂行することができるようになった。

軍事的局面についてみれば、一九三七年末回教徒の叛亂がふたたび疏勒から廣まつたことによつて、ソ連は軍事的浸透の口實をえたのである。當時盛世才は、一万人以上の兵と戰車・裝甲車および十機以上の飛行機からなる軍事力をもつていたが、一萬五千の有力な回教徒軍と對抗するには、かならずしも十分とはいへなかつたであろう。くわえて、この回教徒軍が日本軍と呼應する危険性も感じられたであろう。事實、北田公使は同年十月二十七日、廣田外相にあつて、「回教徒軍は、日本が蒙古派遣軍を送ることによつて、自分たちを援助するであろうと信じていること、ならびに、ソ連がこの危険性を察知し、いまや積極的な手をうとうとしていること」を報告して⁽¹⁾いる。こうして、ソ連は五千の兵力をもつ赤軍第八連隊を新疆に送りこんだのである。回教徒軍は、一時強勢を示し、焉耆^{カサチン}まで進出したが、省政府軍の攻撃と内部分裂によつて、一九三八年には叛亂は鎮壓された。このソ連の軍事的進出に對して、中央からはなんの抗議もだされなかつた。それは、日本の脅威が極度に強まつていたこと、中ソの關係が比較的緊密なものとなつていたこと、などの事情によるものであらう。この時、赤軍第八連隊がそのまま哈密^{コムハミ}にのこつたことは、注目すべきである。こうしてソ連は、新疆内部に軍事的勢力を確立したのであつた。

他方、政治的的局面におけるソ連勢力の浸透は、いわゆる「トロツ

キスト・ファシストの陰謀一を契機としておこなわれた。盛世才の説明によれば、新疆におけるこの陰謀の主謀者は迪化のソ連總領事であるガレイン・アブレソフ (Garegin A. Aprozov) であり、かれは一九三七年四月十二日、四・一二政變記念日に迪化で暴動をおこし、同時に阿爾泰地方のカザークと呼應し、さらに南部の馬虎三と提携して、省権力を奪取しようと計畫していたのであつた。⁽²⁾この計畫は實行されなかつたが、盛世才は四三五人の容疑者に有罪の判決を下している。⁽³⁾ホワイティング博士によれば、盛世才が主張するような國際的陰謀の證據は皆無である。⁽⁴⁾また吳鶴宸も、そのような陰謀は、どうみてもありそうにない、とのべている。⁽⁵⁾しかし、盛世才による大肅清に關連して、ソ連當局は、調査のために警察力を介入させ、アブレソフ以下の要人を陰謀のことで摘發した。この肅清を機に、ソ連の政治的影響力がふかく新疆内部に浸透していつたことは事實である。

この肅清は、いうまでもなく、一方ではスターリン主義の浸透として理解されなければならないとともに、他方ではソ連に對する盛世才の立場ないし抵抗力の弱化としてかんがえられなければならない。といふのは、「日本・ドイツと結んで陰謀をくだたてた」という理由で肅清された分子の大部分は、盛世才の「民族平等」の原則によつて登用され、盛世才政權の裝置として機能してきたところの

新疆をめぐる中ソ關係

「非中國人」だつたからである。こうして盛世才は、自己の政權の重要な基礎である他民族の支持を、みずから破壊したのであつた。以後、かれが初期の進歩的・民主的政策をすてて獨裁者へと變貌していくのは、内部的緊張を反映したからにはかならないとおもわれる。ホワイティング博士ののべているように、「一九三七年の肅清において、盛世才は、政策と人民の双方に對する死刑執行人として行動した」のであつた。⁽⁶⁾

第二節 新疆をめぐる中國共產黨とソ連の關係

抗日民族統一戰線の成立が新疆にあたえたもう一つの影響は、それによつて中共の勢力が新疆に入りはじめたことである。ホワイティング博士は、「中ソ條約および同時にうちたてられた國共合作（第二次筆者）以前には、中共の黨員は盛世才政權のなかでなんの役割もはたしていなかった」⁽⁷⁾とのべているが、この見解は妥當であらう。一九五五年九月三十日附の人民日報は、「新疆維吾爾自治區成立的重要意義」と題する社説のなかで、「一九三三年以後、中央委員陳潭秋同志は多くの優秀黨員が新疆工作のために派遣された」⁽⁸⁾とのべているが、新疆工作の具體的内容についてはふれていない。またこの點は、「民族研究」一九六〇年第六號所載の定正清の論文「抗日戰爭時期黨在新疆的革命活動及其影響」についても同様

である。反共的感情をもつた回教徒が壓倒的に多く、かつ中國本部から離れていることから、大西遷によつて陝西省に根據地をうつす以前においては、中共にとつての新疆の重要性は、ソ連とのコミュニケーションの通路として以外はそれほど大きなものではなかつたであろう。したがつて、一九三三年に開始されたという陳潭秋以下の新疆工作もまたそれほど大きなものではなかつたように思われるのである。

さて、スターリンは、新疆とソ連の關係について、できるだけ中共に情報にあたえまいとしていた形跡があるように思われる。事實、張國燾は、盛世才のソ連への傾斜については一九三六—七年になつてはじめてしられたと不滿氣にのべている。ホワイティング博士は、「中共が一九三四—五年、蔣介石軍の猛追をうけていたとき、スターリンは中共に對して新疆に撤退することをすすめず、中國西北部の一點點に向ふことをすすめたようである」とのべながら、「それは新疆が壓倒的に非中國人地區であること、中國本部からへだたつてゐることなどにもよるのであるが、またひとつには中共を入れないことによつて、中共の勢力を排除しつゝそこにソ連の影響力を確立しようという意圖をもつていたからではなからうか」と推測している⁽¹⁰⁾。もしそうとすれば、ここにこそナショナル・インタレストがイデオロギー的連帶性をのりこえるという、いわば國家

的利己心のあらわれがあつたというべきであろう。

しかし、張國燾ののべるところによれば、一九三五年七月、「四川省西部の毛兒蓋で毛澤東と論争をおこない、……張は……共産黨はできるだけ新疆に接近しなければならぬ」と主張した結果……モスコは新疆へいくことを承認した……毛と張の軍隊は……合流し黄河をわたりはじめた。しかし、國民黨軍はこれを阻止し、渡河した二つの共産軍をほとんど破壊してしまつた。共産軍は延安へいくことを餘儀なくされるにいたつた」⁽¹¹⁾（傍點筆者）のであつて、スターリンはかならずしも新疆から中共を締めだそうとしていたことにはならない。しかしながら、この點については張國燾の談話にどのていどの信頼度をあたえるべきかという問題もあり、いずれとも斷定はできない。

しかし、いづれにせよ、統一戰線の形成によつて情勢はかわり、新疆は中・ソ間の連絡において中心的役割をになうこととなつた。同時に、モスコ—迪化—延安というコミュニケーション・ラインがつくられ、モスコからの指令によつて毛澤民をはじめとする中共黨員が盛世才の顧問として派遣され、徹底的改革の任にあつた。盛世才は、この時期にますます左傾の度をつよめていた。たとえば、かれは、「六大政策はマルクス・レーニン主義の新疆における具體的運用である」という發言をくりかえすとともに、中共に對

してさらに多くの幹部を新疆工作のために派遣するよう、たえず要求して⁽¹²⁾。中共もこれにこたえて、一九三七年には中共政治局委員である鄧發を、さらに一九三九年には中共中央委員である陳潭秋を、ふたたび派遣している。中共黨員が省政府顧問としてどのどの実績をのこしたかについては明確ではないが、すくなくとも毛澤民がおこなった一九三八年の通貨改革はかなりの成果をあげたようである。⁽¹³⁾

このようにして、中共との接觸が緊密になつたとき、延安代表鄧發は、盛世才から中共への入黨の申し入れをうけた旨延安に傳えている。盛世才の説明によれば、かれは、「入黨の申し入れをするこゝによつて中共の誠意をためすつもりであつた⁽¹⁴⁾」という。盛のこの申し入れは、毛澤東・周恩來・陳紹禹をはじめとする中共幹部の満場一致の承認をえたにもかかわらず、その直後の盛自身とスターリンとの會談において、「ソ連共產黨への入黨」にきりかえられてしまつたのである。

のちの説明において盛世才は、「當時、中共は國民黨と統一戦線を形成しており……そのような情況においては、中共への入黨は決して民族の指導者、蔣總統に對する不忠にはならない。なぜなら、共產主義者自身がかれへの支持を誓つていたからである⁽¹⁵⁾」とのべているが、それは詭辯であろう。新疆がソ連の強い影響下に入り、か

つソ連への依存が省權力にとつて不可避であつた當時の情勢からみて、盛世才が中國共產黨へ入黨することを希望したのは、自衛ないし保身のためであつたと解釋すべき理由が十分存在するよう思われるのである。

ただ、盛世才が中國共產黨への入黨を希望し、延安がそれを承認したにもかかわらず、スターリンによつてそれがソ連共產黨への入黨にきりかえられた理由については、明確な斷定を下す資料はない。しかし、スターリンの立場からすれば、中共と盛世才の結びつきは國家的利益という觀點からみてマイナスであり、したがつて、これがあるていど制限しなければならなかつた、という推測はかならずしも根據のないものとはいきれないであろう。またしかし、盛世才をコントロールするには、中共よりもソ連の方がより適當な位置にあつたことは事實であり、スターリンのこの措置は、それを考慮にいれた結果とられたとも考えられるのである。

- (1) Whiting & Sheng, op. cit., p. 52.
- (2) Ibid., pp. 177-178.
- (3) Ibid., p. 179.
- (4) Ibid., p. 52.
- (5) 吳藹宸、前掲書、楊井譯三九一頁
- (6) Whiting & Sheng, op. cit., p. 53.
- (7) Ibid., p. 54.

- (8) 定正清、前掲論文二〇頁
- (9) Interview with Chang Kuo-tao in Hong Kong. Aug. 1, 1955 (Whiting & Sheng, op. cit., p. 54.)
- (10) Whiting & Sheng, op. cit., p. 54.
- (11) ロバート・C・ノース氏による張國燾回顧談記録(石川忠雄「中國共產黨史研究」三五三—三四頁)
- (12) 定正清、前掲論文二一頁
- (13) ラティモアは、戦後アンナ・ルイズ・ストロング女史が延安での共產黨顧問團のいきのこりの人々と會見したときの非公刊のノートによりつつ、一九三八年の通貨改革は毛澤民の仕事であつたらしいとのべている(ラティモア、前掲書、中國研究所譯一〇三頁)。
- (14) Whiting & Sheng, op. cit., p. 186.
- (15) Ibid., p. 186.

第六章 抗日戦中のソ連勢力の増大

第一節 ソ連の中國援助と新疆

一九三八—四一年の新疆は中ソ關係において極めてパラドクシカルな位置をしめていた。すなわち、一方では日本と交戦中の中國に對して援助をあたえるソ連の活動の場であるとともに、他方ではソ連の經濟的・政治的影響力が増大し、ますます新疆は中央權力から遠い存在となつていきつつあつたのである。

このソ連による軍事援助のうち、最大のものには航空兵器であつて、二〇〇機の戦闘機をぶくむ八八五機の航空機ならびに搭乗員などの供給は、優秀な日本空軍に對抗するうえに大きな役割をはたしたといわれている。この援助の重要性もさることながら、それと同時に、ソ連が新疆内部にその軍事力を深く浸透させていつた事實はさらに重大であろう。ソ連は、軍事援助と並行して、「農業機具工場」と偽稱する飛行機工場を新疆省内に建設したが、それも「甘肅省内の建設」を重慶政府が要望したにもかかわらず、あえて「迪化建設」におしきつたのである。さらにソ連は、それを警備するという名目で迪化附近に重裝備の保壘をきずくとともに、多數の戦車ならびに一五〇〇人の軍隊をおいていた。また哈密には、一九三七年の軍事的介入いらい残つていた赤軍第八連隊が、ソ連と甘肅省の蘭州を結ぶ一七〇〇マイルの自動車道路を「警備」していた。このようなソ連の軍事的浸透は、日中戦争の展開のしかたいかんによつて中央權力が一層弱体化し、それにとりなつて中國が混亂したばあいには「既成事實」となるおそれもあり、重慶政府にとつてはけつして歓迎すべきものではなかつた。しかし、一九三七—八年當時において、新疆に對する日本の脅威は看過すべからざるものがあり、したがつて重慶政府としては、これにそなえてソ連軍の駐屯を默認せざるをえなかつたのである。事實、一九三七—八年、日本は新疆への道をなんとか開こうとこころみていた。たとえば、日本の特務員は、

第二節 錫鑛租借條約

青海省に獨立した勢力をもつ馬步芳に接近しており、また以前東トルキスタン共和國に關係していた回教徒民族主義者マフマッド・シジャン(Mahmud Sijjan)にも接近している⁽¹⁾。しかし、馬步芳はソ連の軍事力をおそれ、また自己の勢力の保全をはかるために、重慶政府とのつながりをたちきることができず、結局、馬に對する日本の工作は實を結ばなかつた。他方、マフマッド・シジャンは、東京に本部をおく「日本・イスラム協會」・「新疆ウイグル協會」などを土臺にして、日本政府の協力をえ、工作のために中國に入ったが、一九四〇年十月、綏遠省に達しただけで無爲に終つた⁽²⁾。こうして新疆に對する日本の工作がいづれも失敗に終り、その脅威が減少すると、中央政府はソ連軍の駐屯に對して拒否的な態度をとりはじめた。一九四〇年、重慶政府はソ連軍の駐屯に抗議を發するとともに、甘肅省の蘭州に領事館を開設したいというモスコフ當局の要望を拒絶している⁽³⁾。また同時に重慶政府は、ソ連官憲に對して蘭州ゆきのヴィザを發行しながらも、かれらがそこに長期的にとどまるのを拒絶することによつて、中國にソ連の勢力が浸透するのをできるかぎり阻止しようとする姿勢を示した。しかし、このような重慶政府の努力にもかかわらず、ソ連の新疆に對する軍事的浸透はいささかも緩和されなかつたのであつた。

抗日戰中におけるソ連勢力の増大は、前述のような軍事的局面にもまして、經濟的・政治的的局面においていちじるしかつた。從來、新疆におけるソ連の經濟的對抗者はイギリスであつたが、ソ連はすでに廉價輸出政策によつてイギリス商品を驅逐しつつあり、また一九三八年には省政府に壓力をくわえ、これにともなつて同年省政府がインドとの通商うちきりの措置をとるにおよんで、ソ連はイギリスとの角逐に完全に勝利をおさめるにいたつた。しかしながら、この當時のソ連の經濟活動の主要な目的は、貿易ではなくて資源の開発であつたようにおもわれる。このような推測をささえる事例のひとつは、ソ連は新疆に對して廉價で消費物資を輸出していたが、國境をへだてたソ連領のサマルカンド・タシュケントなどでは消費物資が極度に不足していたという事實⁽⁴⁾、いかえれば當時ソ連はけつして消費物資を他國に輸出しうる地位にはいなかつたという事實のなかにみいだすことができる。他方、資源の開発についてはソ連はすでに一九三四年の軍事的介入の直後から地理學者を派遣して新疆自然資源の測量をはじめており、のちの國民黨の調査によれば、一九三五年にはソ連の油田開發は開始されていといわれ、またソ連側の資料も烏蘇^{ウズ}の獨山子^{ドクサン}油田の開發は盛世才の「口頭の同意」をえ

ておこなわれていた事實を明らかにしている。ソ連による石油生産量の詳細は明らかにされてはいないが、ソ連側の評價によれば、獨山子^{トクシェ}の精油工場では年額五萬トンの実績をあげていたといわれ、また⁽⁶⁾の國民黨の見積りによれば、日産額三〇—四〇トン（年額約十一萬—十四萬五千トン）は可能であつたと推定されている。⁽⁷⁾このソ連の資源開發は、一九四一年六月の獨ソ戰開始以後ますます大規模となつたが、それ以前の段階においても、戰時經濟體制へ移行する準備として、資源の開發に力をいれていたことは明白である。

しかしながら、この種の開發事業のうち、新疆に對するソ連の經濟的・政治的浸透をもつとも顯著にあらわしているのは、一九四〇年十一月二十六日に締結された「錫鑛租借條約」であらう。

この「錫鑛租借條約」は、主として阿山地方の錫鑛山を排他的附帯條件をもつてむこう五〇年間ソ連に貸借せしめることを内容とするものであつて、ハワイティング博士の言葉をもちいるならば、⁽⁸⁾「この條約はモスコに對して、迪化政府および中央政府の統制力に左右されない國家内^{ナショナル}における國家をうちたてるほど強力な特權をあたえた」のであつた。すなわち、この條約によれば、ソ連は、新疆内部の錫およびその副産有用鑛石類の探尋、調査、採取をおこなう排他的特權を有し（第一條）、このための機關である「新錫」は條約有効期間中最初の十年は無税で、以後は二〇パーセントをこえ

ない税率をもつて裝備品・材料を搬入し（第二條）、新錫が必要とみとめた土地は遲滞なく讓渡せられるとともにその土地の居住民はすべて移住する（第五條）ばかりでなく、新錫はその鑛産物に關して最初の五年間は五パーセント、以後は六パーセントを省政府に納入するだけのことたり、その國外搬出は免税され（第九條）、そのほか新疆通貨と外國通貨の交換は自由（第十條）、新錫の房舍・建築物・工廠・作房・倉庫などを保衛するために武裝守衛をおく（第十二條）こと、など廣汎な權限をうることとなつたのである。他方、この條約によつて省政府がえたものは、前述のように、生産額の五—六パーセントの賃貸料だけであつた。こうして省經濟はほとんど獨占的にソ連の掌握するところとなつたのである。

この「賣國的」な錫鑛租借條約は、中央政府・省政府に對するなんらの諮問・承認なしに、スターリンの秘密指令をうけたバクーリン（Bakulin）と盛世才個人のあいだで討議され、この兩者の調印だけをもつて發効した。

この條約を提案したのは、ソ連と盛世才のいずれであつたか、についてはにわかには斷定しがたい。條約の前文では、「新疆における生産の發展を援助するために、ソ連政府は錫鑛ならびに副産有用鑛石類の探尋・調査および採取の任務をひきうけることに同意する……」（傍點筆者）となつており、これによれば「盛世才が提案し、

ソ連が同意した」ともとれるが、盛世才自身はそのメモワールのなかで、「自分は原案が手わたされるまえにはなにも關知していなかつたにもかかわらず……これでは省政府がイニシヤチブをとつたかのごとき印象をあたえる……と抗議したがバクーリンは黙殺した」⁽⁹⁾とのべている。

また盛世才は、これと關連して、「有効期間が五〇年であるという點、新錫が最初の五年間に五パーセントしか賃賃料を拂わないという點、および新疆省政府が新錫の生産・融資・通商を檢閲・監査・調査・監査してはならないという點、などについて抗議を申し入れたが、バクーリンは、條文はたとえ一字たりとも變更してはならないというスターリンの指令をたてにとり、全く讓歩をおこなわなかつた⁽¹⁰⁾」と説明している。結局盛世才はソ連が新疆省内に壓倒的な影響力を確立していた當時の情況にあつて、「貴下はソ連共產黨員であり、したがつて黨の命令にはしたがわねばならない」というカルポフ (Karпов) の脅迫的説得⁽¹¹⁾により條約文書に調印したのであるが、いずれがイニシヤチブをとつたにしても、この時期におけるソ連の絶大な浸透力が對中國軍事援助とうらはらに侵略的性格をもちつたこと、盛世才の保身の努力が手段をえらばぬところにまで達していたことは、明らかであろう。

しかしながら、ここで検討しなければならないいまひとつの問題

新疆をめぐる中ソ關係

は、ソ連がこの錫鑛租借條約によつて、國民政府のみならず中共によつても侵害しえない勢力圏を新疆にうちたてようとしていたかどうか、ということである。ホワイティング博士は、さきにスターリンが盛世才の中共入黨をソ連共產黨入黨にきりかえた事實、および條約の妥結にさいして「黨員である盛は黨の規律にしたがわねばならない」という言葉がきめ手になつたことから、ソ連は中共の勢力によつても侵害されない影響圏の確立を目論んでいた、とのべている⁽¹²⁾が、これだけの事實をもつてそのように斷定することはできないにしても、スターリンの指令をうけたバクーリンが「交渉がおこなわれているという事實ならびに原案を中央政府・迪化政府はおろかその側近に諮問することさえ許容しなかつた⁽¹³⁾」事情を考えれば、ホワイティング博士の見解はあるていど首肯しうるであらう。なぜなら、盛世才がその周圍に中共黨員の顧問をもち、また迪化政府内に中共黨員の網がはりめぐらされていた當時の情況からみて、盛世才が他人に條約交渉の秘密をもらせば、必然的にそれが中共當局にキヤッチされたであらうからである。要するに、ソ連は、當時中共の存立を危うくしないていどにおいて、自己の利益を確保し擴大しようとしていた、とみていいのではなからうか。

さて、盛世才はこの時期において、全く自己主張をなしえないほど強いソ連の影響下におかれていたわけであるが、この當時のかれ

の政治的姿勢はどのようなものであつたであらうか。そのメモワールによれば、盛世才は、「この錫鑛租借條約は日本の二十一カ條要求にも比すべき侵略的性質のものであり、その經濟的收奪もさることながら、その調印をめぐつてくわえられた政治的壓迫によつて、被抑壓民族の希望であるはずのソ連に幻滅をかんじた⁽¹⁴⁾」ことになつてゐるのであるが、かれは實際には、それ以後もいぜんとして、對ソ非難ではなく、親ソ容共的發言をくりかえしてゐるのである。たとえば、一九四二年一月に改訂發行された「六大政策教皇」のなかで、盛世才はつぎのように述べてゐる。

「……ソ同盟をわが密接なる友邦同盟國とすることが、經濟的文化的に遅れた地區の諸民族のあいだに誤解をうんでゐる。とくに半植民地的・半封建的な中國では、舊式で遅れた考えをもつた人々が、これを……共產主義化・ボルシェヴィキ化する危険をおかすものと誤解してゐる。しかし、これは誤解であり風説である。……過去において、ペルシャ・アフガニスタン・トルコは、ちようど過去六年間における新疆の親ソ政策がソヴェトの莫大な精神的・物質的援助をうけたように、すべてソヴェトの援助をうけた。しかし、これらの諸國は中國領新疆と同様、こんにち依然として赤化されてもいないし共產主義國にもなつていない。近年、中國はあげて親ソ政策を採用してゐるが、しかし、われわれは、中國が赤化されたり共產主

義國になつたりする危険があることをみとめない……」⁽¹⁵⁾と。

この見解がさきにあげた盛世才自身のメモワールのなかの言葉と矛盾していることは明らかである。このことは、盛世才がソ連の影響力を顧慮して保身に腐心していたことを示しているとも考えられるであらう。いずれにしても、この盛世才の向ソ的姿勢は、同年かれがソ連政府に對して、「新疆にソヴェト政權をつくることを提案した⁽¹⁶⁾」ことをもつて頂點にたつのである。しかしながら、このように極度の左傾を示した盛世才は、翌一九四二年七月、突如として中央政府に接近し、大きく右旋回を開始するのである。

- (1) Whiting & Sheng, op. cit., pp. 63-64.
- (2) Ibid., p. 64.
- (3) Ibid., p. 64.
- (4) 省政府がインドとの通商をうちきつたのは、一九三七年の叛亂がイギリスの陰謀によるものであるという理由にもとづくものである。
- (5) Whiting & Sheng, op. cit., p. 65.
- (6) Ibid., p. 66.
- (7) Ibid., pp. 76-77.
- (8) Ibid., p. 67.
- (9) Ibid., p. 220.
- (10) Ibid., pp. 220-221.
- (11) Ibid., p. 222.

- (12) Ibid., p. 68.
- (13) Ibid., p. 219.
- (14) Ibid., pp. 221-225.
- (15) Ibid., p. 71.
- (16) Ibid., p. 80.

第七章 盛世才の右旋回とソ連勢力の後退

第一節 國際情勢の變化と盛世才の右旋回

盛世才自身の説明によれば、一九四二年七月の右旋回は、前述したように、「被抑壓民族の希望」であるはずのソ連が錫鑛租借條約に家徹的にみられるような經濟的收奪を新疆に對しておこなつたこと、またそれに關連して脅迫的壓迫をかれにくわえたこと、および共產主義者が盛世才打倒の陰謀を企てたこと、などがその原因であるとされている。しかしこの右旋回は、むしろ新疆をめぐる國際情勢の變化という観点から検討されなくてはならないであらう。

この國際情勢の變化のうち、まず第一にあげなければならぬのは、一九四一年四月の日ソ不可侵條約の調印である。この條約締結における日本の意圖は、第一に日中戰爭の終結を促進するために中ソの離間をはかることであり、第二に、ソ連との國交調整によつてアメリカに對立しつつ、將來の南進計畫の條件をつくりだしておくとするものであつた。他方、ソ連は、當時すでにドイツが對ソ戰

新疆をめぐる中ソ關係

争を準備しつつあつたことを察知していた關係上、背後を安全にするために、積極的に日本との接近をはかる必要を感じていたのであつた。したがつて、重慶當局はひろんのこと、いまやソ連とのむすびつきにその存立をたくしている盛世才政權にとつて、日ソ不可侵條約は死活に關する問題となつたのである。重慶政府ならびに盛世才にとつての最大の危惧は、「背に腹はかえられない」状態においこまれたソ連が、中國を犠牲にすることによつて日本ととりひきをしはしないか、ということであつた。盛世才が「新疆にソヴェト政權をつくること」を提案したのは、それによつてソ連の保障を獲得し、自己の保身をはかろうとしたためにほかならない。しかし、それから二ヵ月後の一九四一年六月、獨ソ戰が開始され、ソ連が非勢にたつと、盛世才の向ソ體制は動搖しはじめるのである。

盛世才にすれば、日ソの接近がもたらした不安のほか、獨ソ戰によつてソ連の援助がこんごえられなくなるばかりか、そのアジアにおける影響力が減少するおそれもあり、そうならばあらたな叛亂ないし重慶政府の壓力に對しての省權力の抵抗力が極めて弱いものとならざるをえないことは明白であつた。ここに盛世才は、これまでの向ソ一邊倒を修正し、重慶政府に接近する準備を開始するのである。

この盛世才の右旋回の速度をいつそうはやめたのは、一九四一年

十二月の太平洋戦争の開始であつた。この太平洋戦争の開始によつて、日本の中國に對する脅威は相對的に減少するとともに、アメリカと手をにぎつた重慶政府の新疆に對する地位はいちじるしく向上したからである。他方重慶政府としても、さきに日ソが接近を示した當時においては、新疆をあるていど犠牲にしソ連の影響力を承認することによつてソ連との連帶を維持しようとさえころみたが、獨ソ戰勃發によつてその必要は消滅し、アメリカがバック・アップを開始したために、むしろ積極的に新疆を中央化する工作に力はいれはじめることとなつた。重慶政府による新疆中央化工作は、一九四一年十月、獨ソ戰で物質的餘裕をうしなつたソ連が對華援助うちきりを通告していらいますます積極的となつたが、それは日本によつて沿岸を封鎖されていた當時の情勢からいつて、インドへ通ずる新疆ルートを「西北の生命線」として保持しなければならぬという戰略的要請にもとづくものであつた。こうして、一九四二年三月、蒋介石は朱紹良將軍を新疆使節として派遣しているが、これに歩調をそろえて同年四月、盛世才は「反帝同盟」の急進的出版物の發行を停止するとともに、一九三七年いらい省政府内部で公然と活動をおこなつてきた毛澤民・陳潭秋・林基路など多數の共產黨員を「陰謀」のかどで逮捕した。⁽²⁾

しかし、この陰謀家たちを處理するさいに盛世才がとつた措置は、

當時のかれの不安定な立場をよく示している。盛世才は最初この陰謀が日本の手先である汪兆銘の策動によるものであるという非難をおこない、重慶への接近が成功しないばあふたたびソ連へ依存する道のをこしておき、重慶への歸順が決定したのちはじめて共產主義者を處刑しているのである。⁽³⁾

他方、重慶は、五月に朱紹良將軍・經濟部長翁文灝を、七月には宣傳部長梁寒操などを前二者のほかに派遣して、「新疆中央化」に努力した結果、盛世才との提携は具體化し、同年八月二十四日、迪化を訪問した宋美齡・吳澤湘が蒋介石よりの書簡を手交するにおよんで、盛世才は重慶政府の保證を最終的にうることとなるのである。

これに對してソ連は、七月、外務次官デカノゾフ(Dekanozov)を迪化に派遣し、これまでソ連が獨占していた獨山子油田の共同經營を提案するなど、盛世才の右旋回を阻止すべく全力をつくしたが、その努力はみものらなかつた。このようにして、十年にわたるソ連の新疆經略の時代は終つたのであつた。

第二節 國民黨權力の回復とソ連勢力の退出

盛世才が最終的に中央に歸順して以後、重慶政府の新疆に對する關心はますますたかまる一方であつた。それは、一つには前述のように、「西北—インド・ルート」の開拓・確保のためであつたが、ま

た西北地區の資源を開發することによつて經濟自給體制を促進し、もつて抗日戰を遂行しようというより、基本的な戰略のためでもあつたのである。たとえば、一九四二年四月、中央研究院、中國地理研究所、中央博物院の權威者を網羅して組織した西北視察團が甘肅、寧夏、青海方面へ派遣され、また重慶政府經濟部長翁文灝を主班とする調査團が甘肅油田の増産、新疆油田の開發の準備に同地方をおとずれている。⁽⁵⁾ このような重慶政府の動きは、やがて同年九月の西北十ヶ年開發計畫として綜合され、さらにそれが、「十八歳より四十五歳までの心身強健なる民衆のうち政府が無職とみとめたものはすべて西北開發に服務すべきこと」をさだめた西北地區開發移民法令の發布など、附加的措置によつて強化されたのである。

このような西北開發計畫の一環として、重慶は、新疆における建設のために年額一〇〇萬中國ドルの投資を決定するとともに、一九四二—三年には河南大飢饉避難民四〇〇〇人以上を^テ壺^チに、おなじく一五〇〇人を^ウ迪化^チに送つてゐる。他方、重慶政府の積極的な姿勢を反映して、盛世才は一九四三年秋、重慶に飛んで蒋介石と會談をおこない、中央との關係の強化をはかつてゐる。

これに對してソ連は、石油産業を中心とする經濟設備ならびに人員のひきあげを開始するうごきを示し、一九四二年八月、重慶外交部と交渉に入つた。このときのソ連側の要求は、石油企業について

新疆をめぐる中ソ關係

は合辦經營とし、第三國の經營参加および第三國人の就勞はこれらとめない、中國はむこう二五年間ソ連の持株を買収しえない、企業設備の警備にはソ連軍があたる、などを骨子とするものであり、⁽⁸⁾過去における自己の影響力を一〇〇パーセント保持しないまでも、將來ふたたび新疆に進出するための足がかりをのこしておくことに全力をそそいでいたようにおもわれる。他方、重慶側は、ソ連の影響力の徹底的排除という立場に終始し、結局一九四三年五月、ソ連は油田を放棄し設備をひきあげることを決定したのであつた。しかし、この設備ひきあけは、その後、途中で現金決済方式にきりかえられ、中國側は一七〇萬米ドルをソ連に支拂つた、といわれてい⁽⁹⁾る。

このソ連勢力の後退に關連して興味ふかい事實は、盛世才がソ連の退出にもつとも強硬かつ積極的な態度を示したことである。盛は、ソ連の退出行動が緩慢であることについてはしばしば非難の言葉をなげ、中ソ間に緊張をつくりだす原因をうんだが、重慶の盛に對する壓力によつて事態は悪化せず、ソ連勢力の退出は一九四四年二月に完了したのであつた。この時期において、なにが盛世才の行動を支配し規制していたかは明らかである。それは自衛本能であり保身への欲望であつた。つぎの事例はそれを如實にものがたつてゐる。すなわち、ソ連が獨ソ戰において優位にたつた一九四四年四月十八

月、盛世才は「陰謀」のかどで重慶派分子を投獄し追放したのである⁽¹⁰⁾。これは、かれが、最初の豫想と逆に、ソ連がふたたび新疆にその影響力をのびしてくるであらうと判断したことによるものであり、そのような情勢の到来にそなえて左旋回の準備をととのえはじめたことを意味するものであった⁽¹¹⁾。しかし、かれのこの動きは、ソ連に無視されたばかりか、それが原因となつて重慶政府の農林部長として重慶に召還されることとなつたのであつた。

こうして、盛世才を中心として複雑極まりない發展を示した「新疆とソ連の關係」は、たしかに終つてしまつた。しかし、この表面的な關係の終焉は、けつして新疆がソ連の影響圏外にでたことを意味するものではなかつた。すなわち、反動化した末期の盛世才政權がこれまでの民族平等の原則にたつた進歩的政策をすてて漢民族中心主義に轉じたこと、ソ連の經濟諸機關のひきあげによつて省經濟が破綻したこと、などのために省政權と異民族との關係が緊張すると、ソ連は伊寧^{クムルツ}地方に蜂起したこれら異民族を暗に援助し、省政權ならびにその背後にある中國の影響力を弱くするように努力するとともに、ひとたび伊寧^{クムルツ}の反中國運動が強勢を示すと、中國とこれら叛徒との間にたつて調停にのりだし、それによつて叛徒のしめていた新疆の石油地帯にその勢力をのぼす機會をもつにいたつたのである。したがつて、一九四九—五〇年にかけて中共が最終的に解放を

おこなうまで、ソ連の勢力は陰然として新疆に存在していたといわなければならないのである。

- (1) ホワイティング博士によれば、蔣介石は孫科を長とする中ソ關係調整委員會を組織し、ソ連大使と會談せしめたが、孫はこのとき鑛山開發、道路建設に關してソ連との協同を提案したのであつた (Whiting & Sheng, op. cit., pp. 80-81)。
- (2) 盛世才の説明によれば、この陰謀は中共・ソ連から指導されたものであり、暴動と叛亂をおこして盛世才政權を打倒し、重慶から獨立した新政權を設立しようというものであつた。この陰謀に参加したものは六五六人、そのうち八八人が死刑に處せられた (Whiting & Sheng, op. cit., pp. 239-240)。
- (3) たとえば、答疑者の一人であつた杜重遠は、最初の自白書で「汪兆銘が陰謀の首魁である」とのべ、最後には「周恩来が陰謀を指導した」として前言をひるがえしたことになつている (Whiting & Sheng, op. cit., p. 83)。
- (4) Whiting & Sheng, op. cit., p. 84.
- (5) 田中吉六「西北支那問題の再燃」一四頁 (外交時報九〇八號、一九四二年十月一日)
- (6) 外交時報九一一號、一九四二年十一月十五日、一三一頁
- (7) ラティモア、前掲書、中國研究所譯一〇九頁
- (8) Whiting & Sheng, op. cit., pp. 87-88.
- (9) Cheng, op. cit., p. 179.
- (10) ラティモアは、投獄追放された人の數は二〇〇人にのぼるとのべている (ラティモア、前掲書、中國研究所譯一一〇頁)。

(11) この點に關して、多くの人々が一致した見解をとつている。

第八章 結 論

以上において、新疆をめぐる中ソ關係の實態を、主として一九三〇年代初期から一九四〇年代初期にいたる時期について明らかにした。この時期における新疆の情勢こそ、權力の論理と政治の倫理、共產主義のイデオロギーと國家的利益の奇妙なからみあいなしの矛盾を示す典型的な事例であるといえるであらう。この全時期を通じて、盛世才の行動の原動力となつていたものは權力への欲望であつた。かれが省權力を掌握した初期の段階において、民族的不平等漢民族中心主義に反對する回教諸民族の壓力が省權力の存立を脅かすと、盛世才は進歩的・正統的な「八項宣言」・「六大政策」などをもつて回教民族主義のエネルギーを分散させ、ソ連の影響力が浸透してくると、それまでの進歩的政策にマルクス・レーニン主義の粉飾をこらし、さらにソ連の影響力が増大してくると、ソ連共産黨に入黨することによつて自己の權力の維持をはかつている。中期から末期にかけて、ソ連ならびに中國共産黨の勢力によつて包圍されると、反黨分子ばかりか非共產主義分子をも自己の周圍から放逐肅清し、ソ連との連結を強めることによつて自己の權力のみならず自身を確保しようとしている。しかも一九四〇年代初期、錫鑛租借條約

の締結によつて最大限の左傾を示した直後、獨ソ戰の開始によつてソ連の影響力が減少し、國民黨權力が相對的に増大すると、共產主義の衣をぬぎすてて大きく右旋回を示しながら、獨ソ戰の形勢がソ連側に有力に展開しはじめるやふたたび左旋回の姿勢をとうとうとしているのである。盛世才が「節操のない」と評せられるゆえんであるが、これは當時の複雑な內的外的條件のもとにあつて、中央權力のおよばない地にたとへ形式的にはあれ中國の權力を維持しなければならなかつた爲政者が必然的にたどるべき道であつたであらう。

他方、ソ連の新疆に對する政策は、そのメシア的なマルクス・レーニン主義の理論から遠くかけはなれた、すぐれて利己的な性質のものであつたといふべきであらう。それはこの全時期を通じて、民族的不平等に反對し自からの獨立をさげふ回教徒民族主義を彈壓し、それを通じて新疆に軍事的・政治的・經濟的影響力を深く浸透させた過程に顯著に示されている。さらに、盛世才・馬仲英に對する評價の問題は、ソ連の政策が極めて日和見主義的であつたことをもあわせ示しているのである。このような見方を支持するいまひとつの事實は、新疆における自己の行動を合理化するソ連當局の發言が、つねに日本帝國主義の脅威に關する誇大な評價と自國領中央アジアの防衛だけからなつていたことのなかにみいだされるであらう。な

ぜなら、このことは、ソ連の新疆における行動がマルクス・レーニン主義の理論をもつてしては合理化しえないことを物語っていると考えられるからである。

このように國家的利益の次元で推進されたソ連の新疆政策は、その具體的目標としてなにを追求していたであろうか。それは以上の考察からも明らかなように「安全保障」と「經濟的利益の確保」である。「安全保障」は、消極的側面においてはソ連領中央アジアの防衛であり、積極的側面においては新疆を日本勢力の浸透の防波堤にすることであつた。また「經濟的利益の確保」は、新疆の豊富な地下資源を開発することによつて、一九二八年にはじまる五カ年計畫の要請に、また獨ソ戰を境とする戦時經濟體制の確立に、それぞれ寄與せしめるためのものであつた。ソ連はこの必要不可欠の要請にこたえるために、國民政府・新疆省政府はもとより、ときには中共の利益にも、抵觸するようない行動をあえてとつたのである。ところで、經濟的利益の確保と安全保障のうち、いずれが上位におかれていたであろうか。一口にいって、一九四〇年までの時期においては「安全保障」が第一義的重要性をもち、一九四〇年以後の時期においては「經濟的利益の確保」が上位におかれていたと考えられる。一九四〇年までの時期において安全保障が上位におかれていたのは、日本の脅威が大きく作用していたからであり、一九四〇年以

後經濟的利益の確保がそれにとつてかわつたのは、日本の脅威が減少するとともに獨ソ間の危機が増大し戦時經濟體制の樹立が緊急のものとなつたからである。一九四〇年以後の新疆におけるソ連の經濟活動が、それまでとちがつて錫鑛租借條約に象徴的にみられるようにもつばら資源の開発に重點をおく方式に變化したことは、戦時經濟體制の確立をソ連がいかに必要としていたかを物語るものであろう。

ここで最初に提起した問題にたちかえらなければならない。新疆は將來、「中ソ二大共產主義國の空間的連結點」として「モスコ―北京樞軸」を強化する機能をはたすであろうか、それとも、兩者の邊境政策の接觸點としてマイナスの役割をになうであろうか。この問題はむろん以上のような考察だけでは決定的な解答をもちえないであろう。しかし、ある條件のもとでは、たとえイデオロギー的に連帶した國家間においても、國家的利益の問題が他のすべての問題に先行することがありうる、ということとは否定すべくもない。したがつて、こんご「ある條件」——たとえば中共が經濟建設に阻礙をきたしたばあい、あるいは中共が人口問題を處理するために新疆のみならずソ連領中央アジアへ移民を大量に送らうとしたばあい、など——が発生したばあい、複雑な民族構成をもつ新疆およびソ連領中央アジアがふたたび中ソの團結を破壊するような方向に動く可能

性をもつていえることはいえるであろう。

ただ、新疆が、ごんごの中ソ關係を動かす要因としてどのくらい、比重をもちうるかについては、いささか問題があるう。しかし、以上の考察から、ソ連の新疆政策を規定していた要素の大半が「安全保障」であつたといえるならば、現在の中華人民共和國の存在がその要求を相當ていど満足させていることは明らかであり、したがつて、新疆をめぐる經濟的利益の衝突やその他の問題に關する中ソ間の不一致が、中ソの團結に決定的な危機をもたらすところはまだ發展することはないように思われるのである。要するに、新疆は中ソの團結を破壊する潜在的危險性をもつてはいるけれども、それは中ソの一般的關係が悪化したときにはじめて顕在化し、能動化することになるものと思われる。

註 新疆の地名のなかには、土着名、中國名と二通りの文字・發音をもつものがある。たとえば省首都は土着名「ウルムチ」に中國文字「烏魯木齊」をあてると、中國名「迪化」(チーホア)で示すばあいとがある。しかし本稿では、あえて嚴密な文字・發音の組合せをとらず、省首都を示すのに一般的に「迪化」の文字に「ウルムチ」の發音を組合せるような方式をとつた。「哈密」を「ハミ」とせず「コムル」にしたのも、同様である。

附記

この論文は、小田英郎君の修士論文である。小田君のこの研究は、これまでの我が國の中國研究ではあまり開拓されていない分野に屬するものである。わたくしも、かねてからこの問題について強い關心をもつていたので、小田君がこの研究を始めたのを機會に、論文の構成、問題點、資料その他について、しばしば意見を交換し、論文の作成を見守つてきた。この論文については、いろいろと批判もあることと思うけれども、現在の新疆研究の水準からみれば、本誌に掲載される價值あるものと考えられる。

(石川忠雄)